

学習の質の保証と成果の評価・活用 に関する基礎資料集



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目次

1. 関連する答申の抜粋(学習の質の保証と成果の評価・活用に関連するもの)	2
2. 新成長戦略(工程表)の抜粋(学習の質の保証と成果の評価・活用に関連するもの)	10
3. 世論調査等の結果(学習の質の保証と成果の評価・活用に関連するもの)	14
4. 関連施策(学習の質の保証に関連するもの)	25
①検定試験の評価ガイドラインの構築・普及	
②認定社会通信教育	
③ISOによる非公式教育・訓練サービスの国際標準化等民間における第三者評価の仕組みの構築	
④専修学校教育の情報公開・質保証・評価システムの構築・普及	
5. 関連施策(成果の評価・活用に関連するもの)	31
①履修証明制度	
②実践キャリア・アップ戦略	
③中核的専門人材養成の推進	
④全国生涯学習ネットワークフォーラム	
6. (参考)他省庁及び民間の取組(学習の質の保証と成果の評価・活用に関連するもの)	37

1. 関連する答申の抜粋

(学習の質の保証と成果の評価・活用に関連するもの)

学習の成果を幅広く生かす(答申) 平成11年 生涯学習審議会(関連部分抜粋)

第1章 新しい社会の創造と生涯学習・その成果の活用

(生涯学習成果の活用の促進を)

我が国は、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が社会で適切に評価されるような生涯学習社会の実現を目指しているが、これからはさらにその学習成果が様々な形で活用でき、生涯学習による生きがい追求が創造性豊かな社会の実現に結びつくようにしていかなければならない。

(学習成果を社会で通用させるシステムの必要性)

行政がこれまで行ってきた施策の中心は学習機会の提供にあったが、これからは、生涯学習の成果の活用促進にも力を入れる必要がある。そのためには、活用の機会や場の開発ばかりでなく、そのための社会的な仕組みの構築等が重要な課題になる。

その仕組みのひとつとして、学習の成果を一定の資格に結びつけていくことが重要である。近年、企業においては、これまでのように学歴・学校歴に偏らず、個人の顕在化した能力を求めてきており、従業員の資格取得が企業の人的資源開発上意味をもつものとして、資格取得を奨励してきている。また、個人が学習した成果を活用して社会参加しやすい環境を整備するためには、社会の誰もが共通して学習の成果を一定の資格取得として確認できることは意義のあることであり、このことにより、学習した個人もその成果を社会に積極的に提供しやすくなるとともに社会も様々な機会に個人の学習成果を活用しやすくなるというメリットがある。

一方、個人にとっては、学習すること自体が本来楽しいものであるが、学習の成果が社会的に通用する資格という形で認められることは、学習者にとって自己の成長や向上が広く社会的に確認できることから大きな意味をもつ。さらに、個人が資格を活用して社会に関わり、様々な活動に参加することが進めば、自己実現のみならず、新たな学習課題の発見をもたらし、さらなる学習を行うインセンティブにもなるのである。

行政が、学習成果の活用のための仕組みを構築するにあたっては、資格がこのようなメリットやインセンティブを持つことを十分に考慮する必要がある。(略)

第4章 学習の成果を「地域社会の発展」に生かす

2. 学習成果を地域の発展に生かすにあたっての課題と対応方策

(3) 学習成果についての様々な評価システムの促進

学習成果としての知識や技術について客観的評価や証明のシステムがあれば、人材を登用したり、活用したりする際のがかりになり、学習者として自らの成果の活用につなげられることは確かである。また、学習成果が広く社会的にも適切に評価され、活用されるようになれば、結果として、学歴偏重といわれてきた社会的な弊害も緩和されることが期待される。

現在でも、公益的な団体・協会等において、関係する学習分野の領域に応じて、何らかの評価の仕組みが運営され、それによって学習者が地域社会での活動に参加しやすくなっている例がある。学習者にとって資格取得が地域での活動を促進し、その活動が新たな学習への意欲を生み出し、さらに高度な学習へと発展していく好ましいサイクルが展開している例もある。

●全国生涯学習まちづくり研究会「地域アニメーター制度」・「まちづくりコーディネーター制度」

地域でのまちづくり・生涯学習での中心的活动をする人や指導者に対しての認定評価制度。全国で開催される認定講座(教育委員会などの既存の講座・学級が認定されることもある)を受講し、所定の課程を履修し、実践活動のレポートを作成し、審査に合格することが要件。

認定後は、本研究会や地方公共団体等で行う各種研究大会、研修会、イベント等で運営者、司会、助言者、発表者として活動することとなる。

●(財)社会通信教育協会「生涯学習インストラクター」認定制度当協会に参加する団体が行う文部大臣認定の社会通信教育講座を受講・修了した者でその団体の長の推薦を得られた者に、協会の資格認定審査会が審査の上、資格を付与し、人材バンクに登録される。登録名簿は、都道府県教育委員会などへ配布され、教育委員会等で行われる学級・講座などの指導者として活躍できる。

など

いずれにしても、行政自身が直ちに学習者の学習成果や能力を一般的に評価することは實際上難しいところから、行政としては、それぞれの分野において行われる団体等の独自の能力評価のシステムを支援し、それぞれのさらなる向上を期待するとともに、希望する学習者に対し、そうしたシステムのあることを情報提供したり、学習成果のある人を受け入れる意向のあるところに能力評価の一つとして活用しうることを紹介したりすることが適当であると考えられる。

新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について
～知の循環型社会の構築を目指して～
中央教育審議会(答申)

＜第1部 今後の生学習の振興方策等について＞

3. 目指すべき施策の方向性

(1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

③ 学習成果の評価の社会的通用性の向上

○ 国民一人一人の学習活動を促進するためには、各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できることが重要であり、そのためには学習成果を適切に評価する仕組みの構築が必要である。

○ このような学習成果が適切に評価され生かされる方策の必要性・重要性については、平成2年の中央教育審議会答申(「生涯学習の基盤整備について」)でも明らかにされ、その後も平成3年の中央教育審議会答申(「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」)における多様な学習成果を評価する仕組みを整備する必要性の指摘や、11年の生涯学習審議会答申(「学習の成果を幅広く生かす」)における、学習意欲を高めるためのみならず学習の成果を幅広く生かす観点から、学習成果を社会で通用させるシステムの必要性等の提言がなされている。さらに、改正教育基本法第3条の「生涯学習の理念」においては、生涯学習の「成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と、生涯学習の成果について新たに規定が設けられた。

(略)

○ また、近年、民間事業者等を中心とした多様な学習機会(いわゆる「教育サービス」)が提供されており、学習者にとって多様な選択肢が用意されている。このような状況を踏まえ、様々な民間事業者等が提供する学習機会について、その学習内容や学習成果等の質の保証や評価を行う方策、行政と民間事業者等との連携方策等について検討し、生涯学習の成果の社会的通用性を向上させる必要がある。

4. 具体的方策

(1) 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援－国民の「学ぶ意欲」を支える

③ 学習成果の評価の社会的通用性の向上

○ 学習成果の活用を促進するためには、学習成果の評価の社会的通用性を向上させることが必要である。そのため、民間事業者等が提供する多様な教育サービスについて、その内容の質の保証の在り方や学習成果の評価の在り方等について今後検討することが必要である。

(履修証明制度等の活用)

○ 平成19年に改正された学校教育法により、大学等が社会人等を対象とした課程(教育プログラム)を修了した者に対して証明書を交付することができる履修証明制度が導入されており、その活用を図ることが重要である。

○ また、企業の現場や教育機関等で実践的な職業訓練等を受け、修了証等を得て、これらを就職活動等の職業キャリア形成に活用する「ジョブ・カード制度」が平成20年度から開始されることとなっている。ジョブ・カードは履修証明制度によって交付される履修証明書等のほか、自分の職歴や教育訓練歴、取得資格等に加え、多種多様な学習成果の情報を一体的にまとめたものの総称である。各個人が自らの学習成果を生かして就業につなげるなど、本制度の積極的な活用が望まれるため、官民協力の下、同制度を広く普及させていくことが重要である。

(多様な教育サービスの評価の在り方やそのための質保証の在り方の検討)

○ 民間事業者等が提供する教育サービスの質の保証や評価の在り方について検討するに当たり、その第一歩として、各個人の学習成果を評価する検定試験について、全国レベルでの一定の基準を満たすものを対象とし、個々の検定の評価手法の有効性、安定性、継続性及び情報の真正性等を確保する仕組みを検討することが考えられる。

○ この場合、行政改革の経緯等から行政の直接的な関与が困難であれば、民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について客観性や質を確保するという仕組みが考えられる。その際、国がその客観性や公平性を担保するため、評価を行う際の参考となるガイドラインを作成するなど、民間事業者等の主体的な取組を支援する必要がある。

○ なお、このような検定試験に関する質の保証や評価の仕組みを構築することは、生涯学習という広い分野において学習成果の社会的通用性を向上させるための一つの方策であるが、このような生涯学習における多様な学習成果の通用性の向上を図ることは、地方公共団体等において既に行われている生涯学習パスポート等の取組に資するものであると考えられる。(略)

○ また、地域における多様な教育活動等において民間事業者等との連携が期待される中、そのような連携を一層促進するため、各地域の実態に応じて民間事業者等が提供する教育サービスの質の保証の在り方や行政との連携方策について検討することも重要である。

＜第2部施策を推進するに当たっての行政の在り方＞

2. 今後の行政等の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

(4) NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

○ 生涯学習振興行政・社会教育行政においては、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等において、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実態等に応じて行政が民間団体等との積極的な連携を進めることが大切である。

○ 民間団体との連携については、国及び地方公共団体によって実施されている様々な施策を講じることにより、各地域における連携・ネットワークが築かれ、その過程においても深まっていくものと考えられるが、そのような地域における民間団体との連携の蓄積を行政として目的意識を持って計画的に行っていくことが重要である。また、その際に、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体に関する情報収集や活動内容に関するデータベースの整備等が有効である。

○ このような民間団体との連携に当たっての行政の役割は、それらの自主的な「民」による活動を側面から支援しつつ連携し、持続可能な活力を生み出していくことであると考えられる。その際の支援としては、例えば、国においては、サービスの受け手に対し、それらのサービスに対する一定の質や信頼が得られるよう基準づくりを行うことにより、民間団体が活動しやすくなるような環境づくりを行うことや、自らも情報収集に努め、広く国民に情報提供を行うとともに、民間団体による情報提供が積極的に行われるような方策を講じること、さらには施策を講じる際に様々な行政機関と民間団体との連携が促進されるようコーディネーターとしての機能を果たすこと等が考えられる。また、これらの行政としての役割は、都道府県や市町村においてもその実情に応じて期待されるものである。

生涯学習・社会教育の振興に関する今後の検討課題等について ～第5期中央教育審議会生涯学習分科会における検討状況～

2. 各論

(3) 学習の質の保証と学習成果の評価・活用

〈学習の質の保証〉

○ 現在、様々な主体から多様な学習機会が提供されているが、学習者が安心して質の高い学習を行うことができるよう、学習機会や提供者の評価等を通じて、質の保証を図っていくことが求められている。

〈学習成果の評価・活用〉

○ また、生涯学習社会の構築に向けて、学習した成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、活用できるようにすることが重要である。そのためには、学習成果を適切に評価し、その社会的通用性を向上させていく必要がある。

〈学習者のニーズ等に応じた適切なアプローチ〉

○ これらの取組を進めるに当たっては、学習者のニーズや学習の目的・種類・分野などに応じて、適切なアプローチをとることが望まれる。

〈検定試験の評価の取組の充実〉

○ そのような取組の第一歩として、平成22年に「検定試験の評価ガイドライン(試案)」についての検討結果がまとめられ、検定試験の質の向上と信頼性の確保に向けた取組が始められたところである。今後、学習成果の評価のための重要な手段の一つである検定試験等について、評価の取組や評価結果を広く活用するための取組を更に充実させていく必要がある。

〈学習の質の保証に関する国際的な動向〉

○ また、国際的には、ISO(国際標準化機構)において、非公式教育・訓練分野の国際標準が平成22年9月に発行されるなどの動きが見られる。これは非公式教育・訓練分野における学習サービス及びその提供者の質保証のための取組であるが、学習の質の保証等に関する検討を行うに当たっては、このような国際的な動向や社会的通用性の確保についても留意することが必要である。

〈社会通信教育〉

○ さらに、社会教育上奨励すべき通信教育について、文部科学省が認定する社会通信教育についても、学習の質を保証するための仕組みとしてより効果的なものとなるよう検証していくことが求められる。

【具体的な課題等と検討の視点】

① 生涯学習・社会教育の分野における学習の質の保証

○ 生涯学習・社会教育の分野における学習の質の保証に向けた方策について検討を深めることが望まれる。
その際には、取組内容が、例えば外形だけを整えるなどの形式的なものとならないよう配慮することや、国際的な動向や社会的通用性の確保等についても留意することが求められる。

② 教育の質の保証の観点からの社会通信教育制度の再検証

○ 社会教育として行われる通信教育の質の保証に資する仕組みとして、社会通信教育制度の役割や在り方等について改めて検証していくことが望まれる。

③ 学習成果の評価とその社会的通用性の向上

○ 個人の学習歴が見える化し、学習成果を評価する手法や、評価された学習成果の社会的通用性を向上させる方策について更に検討を深めることが期待される。その際、政府で検討中の、教育プログラムと各職業で必要となる能力の対応関係の明確化を図る、キャリア段位制度と教育システムの連携に関する検討状況等を踏まえ、そのような考え方等を生涯学習・社会教育の分野でも活用する可能性についても検討することが期待される。

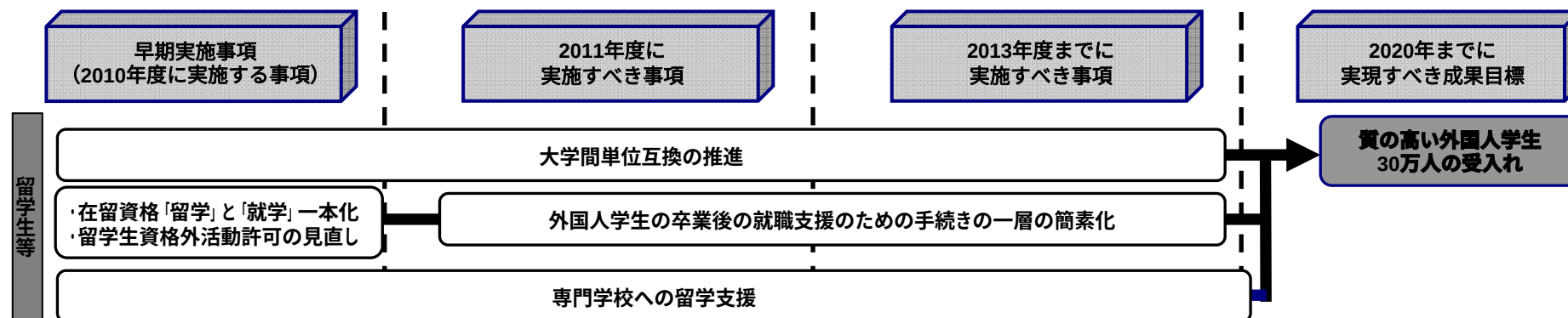
○ 学習成果の評価の社会的通用性の向上の検討に当たっては、ICTを活用した取組についても検討の視野に含めることが望まれる。

2. 新成長戦略（工程表）の抜粋

（学習の質の保証と成果の評価・活用に関連するもの）

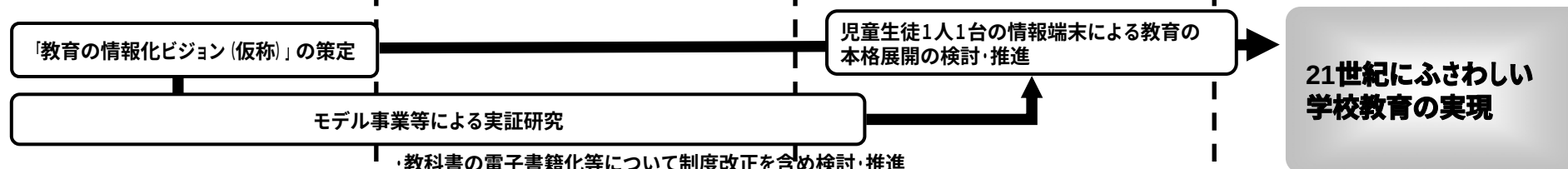
新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

III アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むための改革の推進)～①



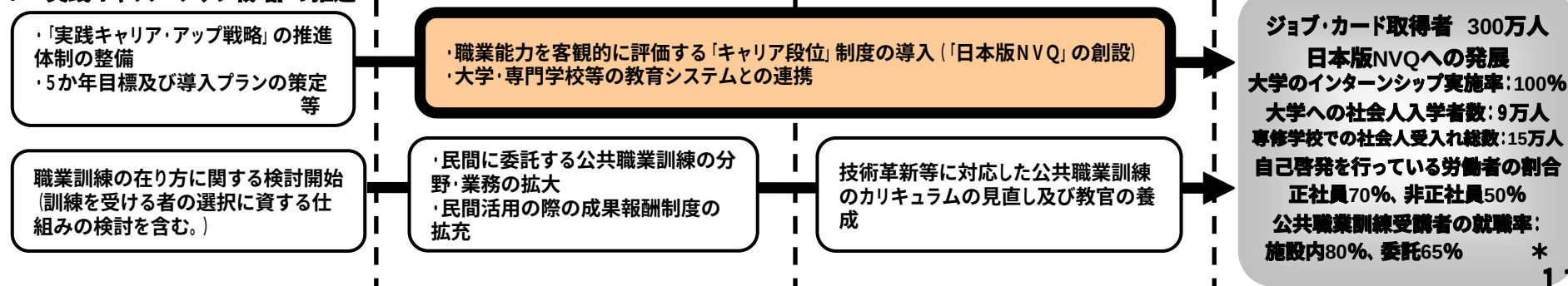
V 科学・技術・情報通信立国戦略 ～IT立国・日本～②

2. 地域の絆の再生

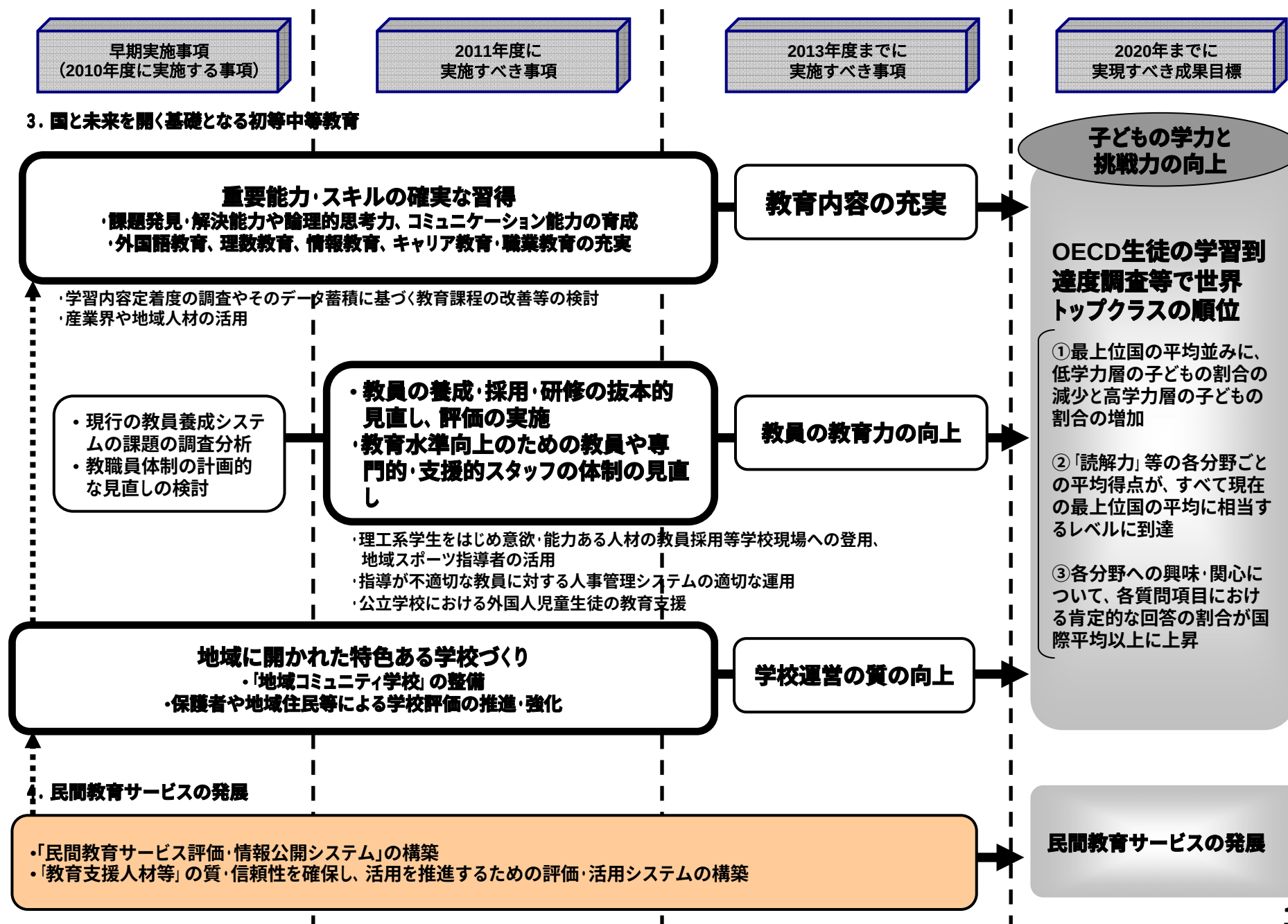


VI 雇用・人材戦略 ～「出番」と「居場所」のある国・日本～ ②

6. 「実践キャリア・アップ戦略」の推進

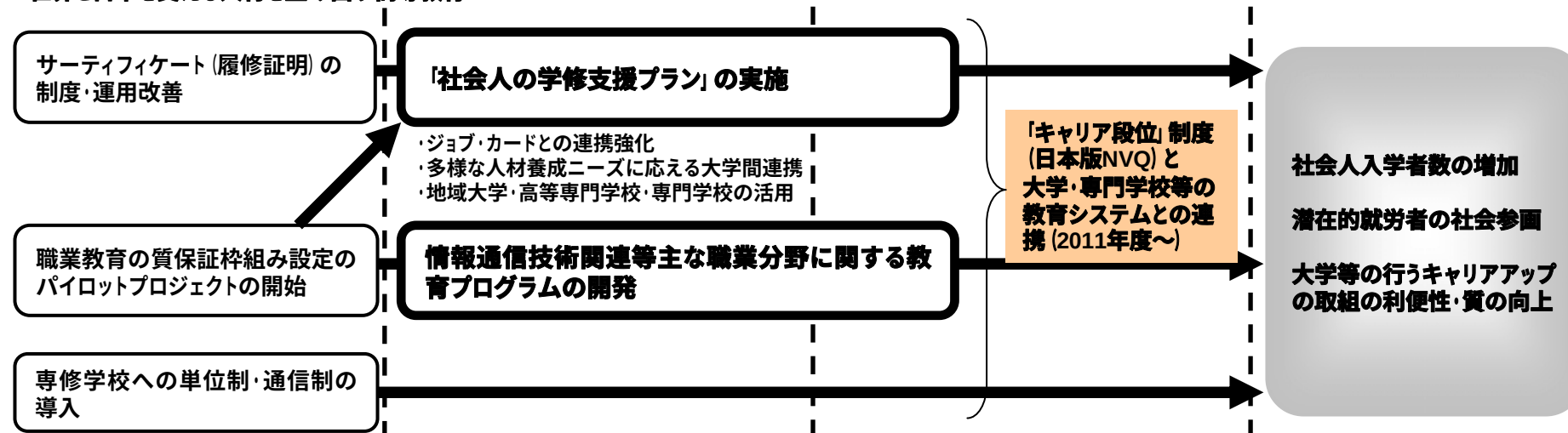


VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～②



VI 雇用・人材戦略 ～子どもの笑顔あふれる国・日本～③

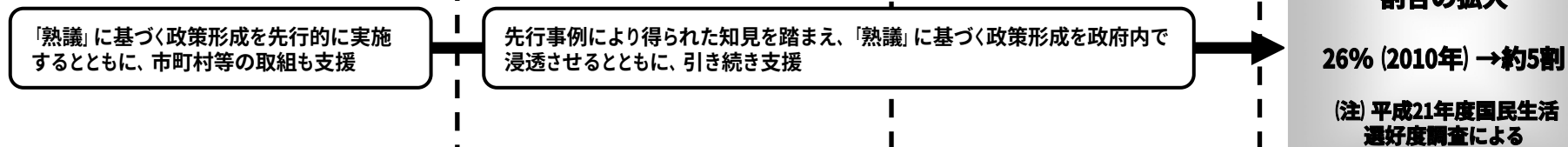
5. 世界と日本を支える人材を生み出す高等教育



VI 雇用・人材戦略 ～「新しい公共」－支えあいと活気のある社会の構築～①

1. 官が独占していた領域を公に開き、ともに支えあう仕組みを構築

(5) 現場対話とインターネット活用等による「熟議」を通じた政策形成メカニズムの導入

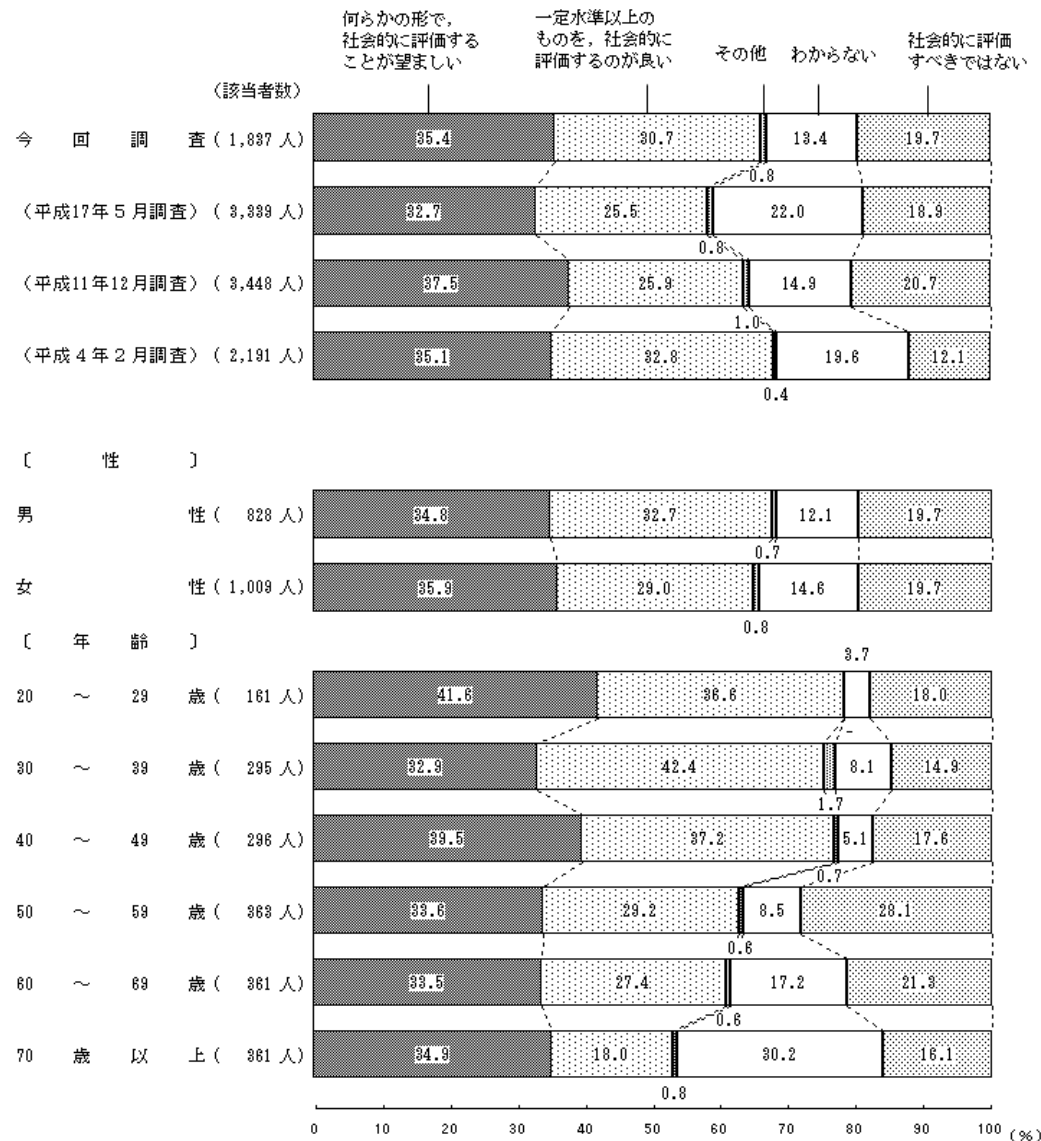


3. 世論調査等の結果

(学習の質の保証と成果の評価・活用に関連するもの)

身につけた知識等の社会的評価について(世論調査)

「評価するのがよい」(小計)66.1%

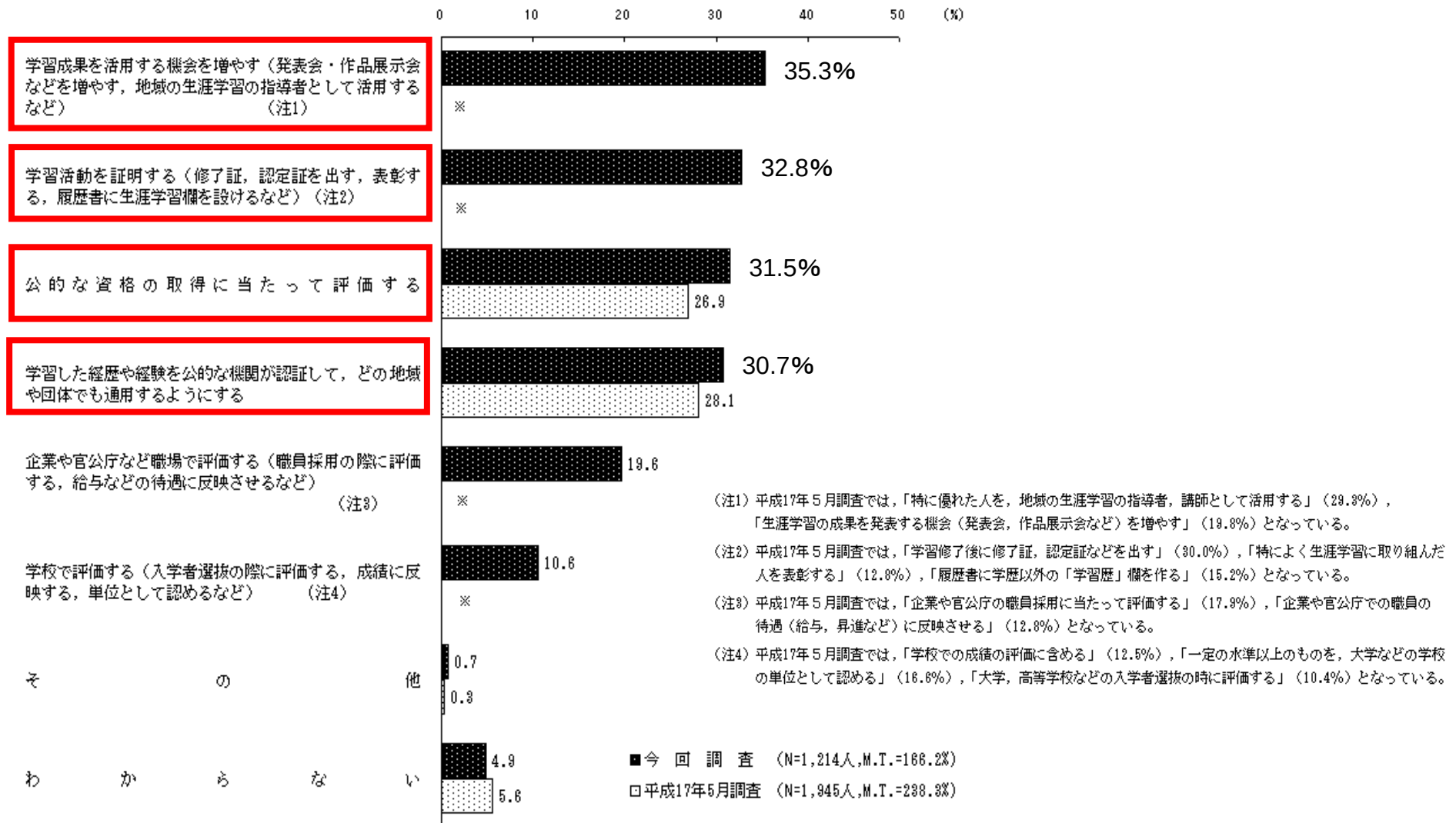


人々が「生涯学習」を通して身につけた知識・技能や経験を社会的に評価することについてどう思うか聞いたところ、「評価するのがよい」とする者の割合が66.1%

出典：内閣府「生涯学習に関する世論調査」(平成20年5月調査)

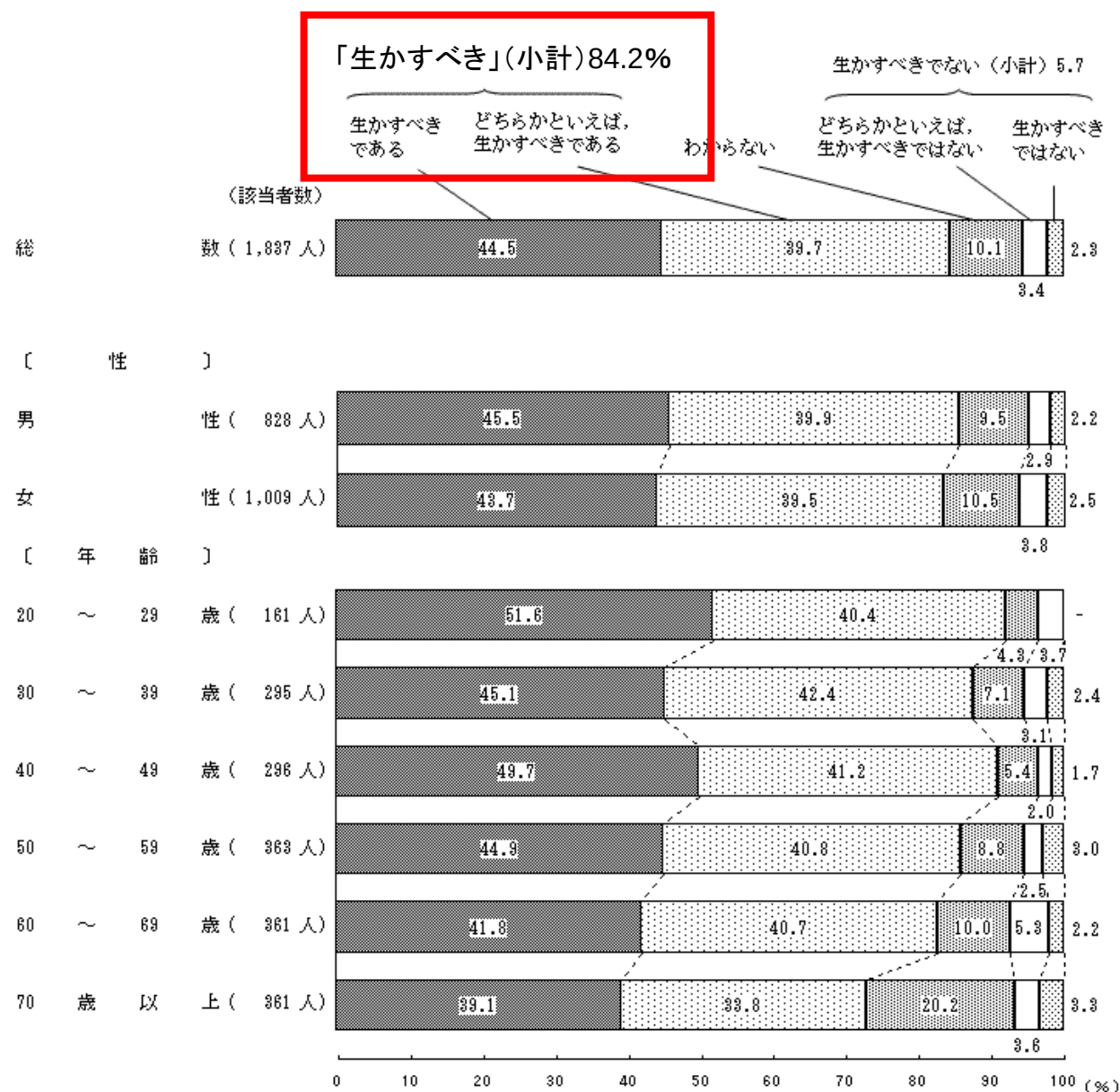
生涯学習の成果に対する社会的評価の方法（世論調査）

人々が「生涯学習」を通して身につけた知識・技能や経験を社会的に評価することについて、「何らかの形で、社会的に評価することが望ましい」、「一定水準以上のものを、社会的に評価するのが良い」と答えた者に、複数回答



出典：内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成20年5月調査）

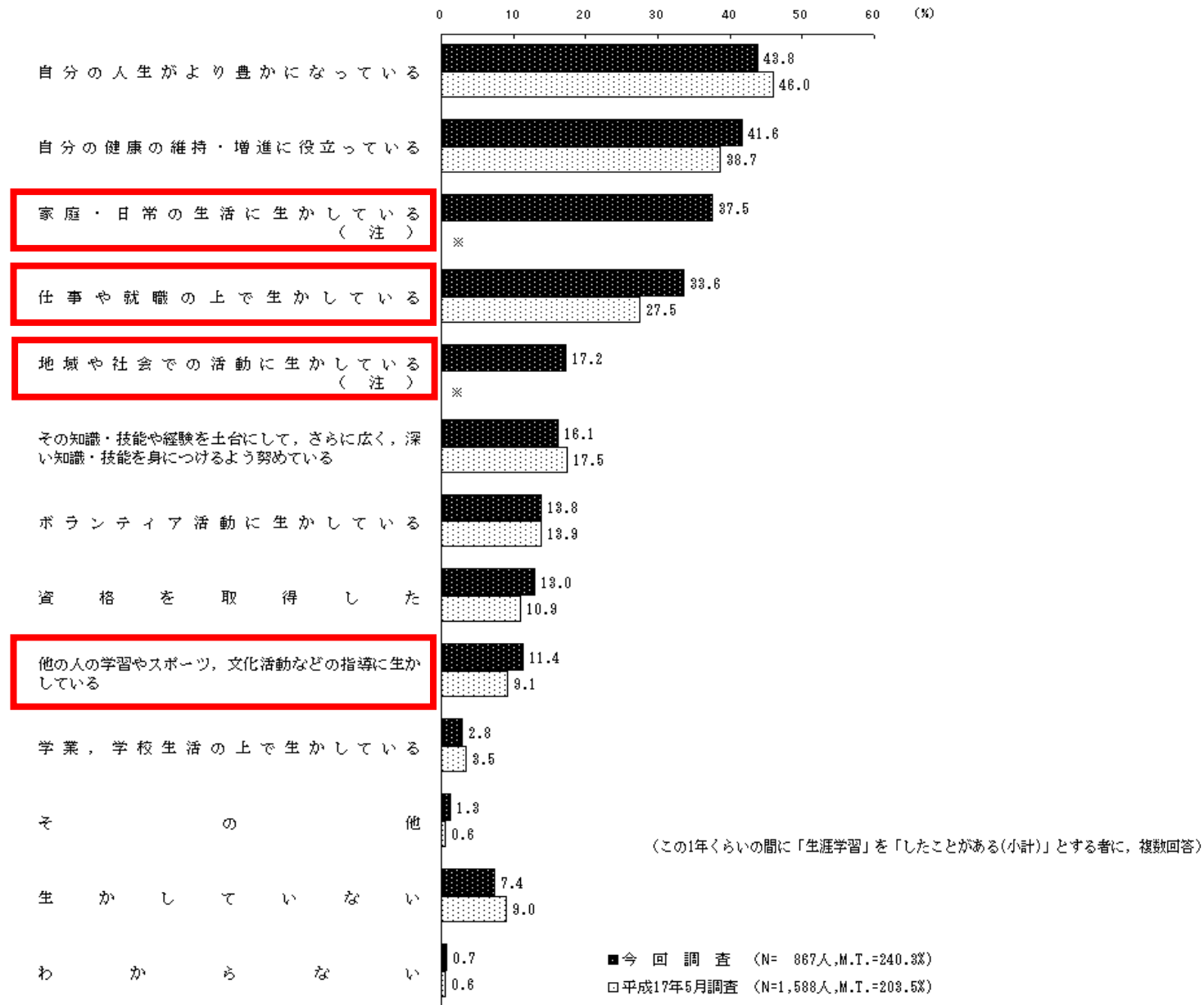
身につけた知識等を活用する必要性について(世論調査)



「生涯学習」を通じて身につけた知識・技能や経験を、自分以外のために生かすべきだと思うか聞いたところ、「生かすべき」とする者の割合が84.2%

出典：内閣府「生涯学習に関する世論調査」(平成20年5月調査)

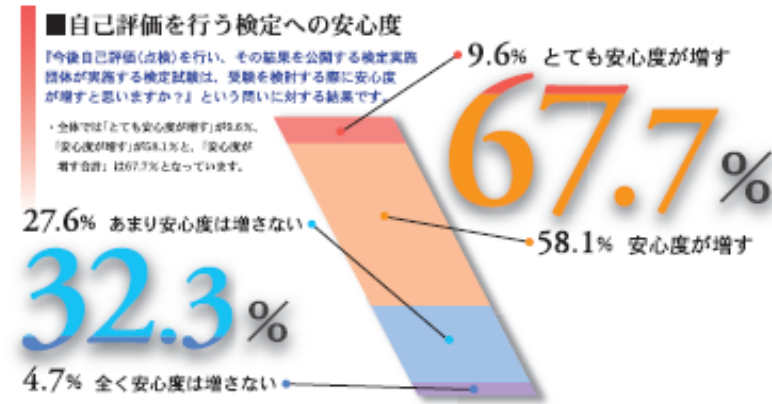
生涯学習の成果の活用状況（世論調査）



(注) 平成17年5月調査では、「日常の生活や地域での活動に活かしている」(26.3%)となっている。

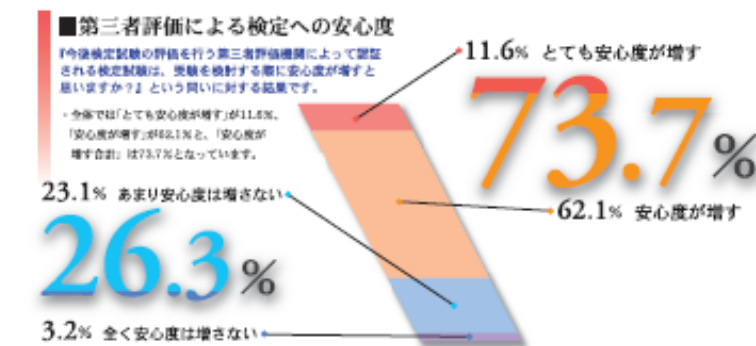
出典：内閣府「生涯学習に関する世論調査」(平成20年5月調査)

検定試験に対する安心度の比較 (実態調査)



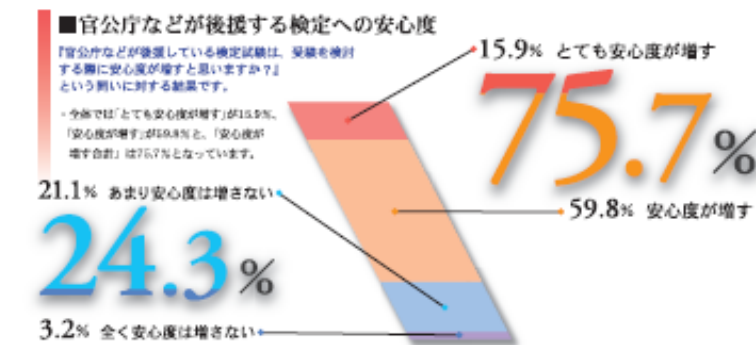
全国1万名の検定試験受験経験者を対象に検定試験の安心度について調査を行ったところ、

「自己評価を行う検定への安心度」、67.7%



「第三者評価による検定への安心度」、73.7%

「官公庁などが後援する検定への安心度」75.7%



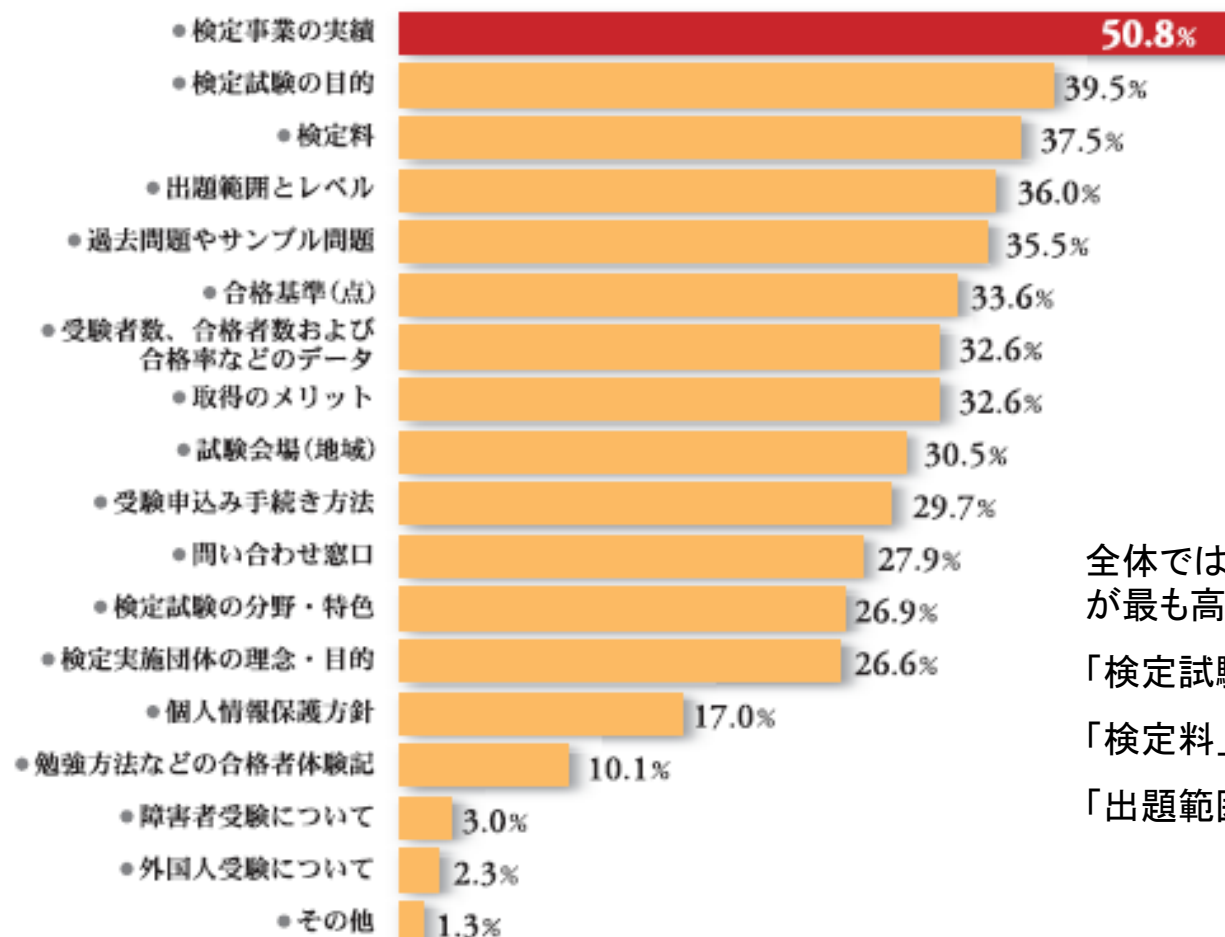
の人が「とても安心度が増す」又は「安心度が増す」と回答。

検定試験の情報公開において信頼できると思う項目 (実態調査)

■パンフレットやHPに記載されていると信頼できる項目

『検定試験のパンフレットやホームページに記載されていると信頼できると思う項目』という問いに対する結果です。

(複数回答)



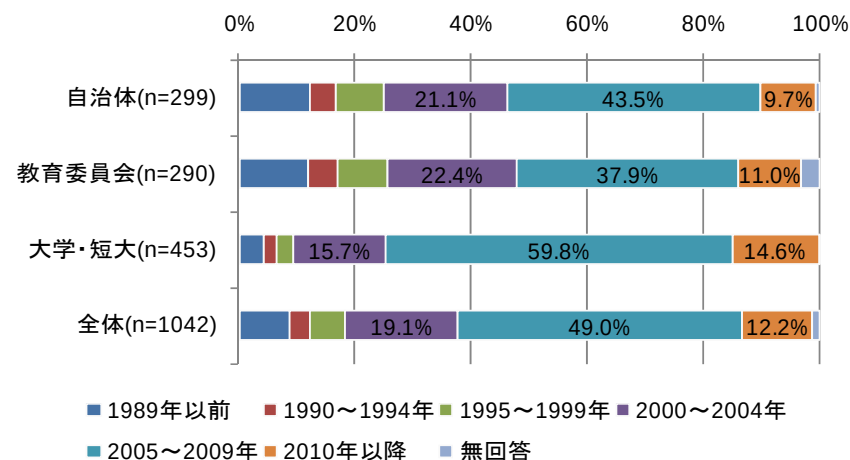
全体では、「検定事業の実績」が最も高く50. 8%、
「検定試験の目的」(39. 5%)
「検定料」(37. 5%)
「出題範囲とレベル」(36. 0%)
など

人材を認証する仕組みの現状①

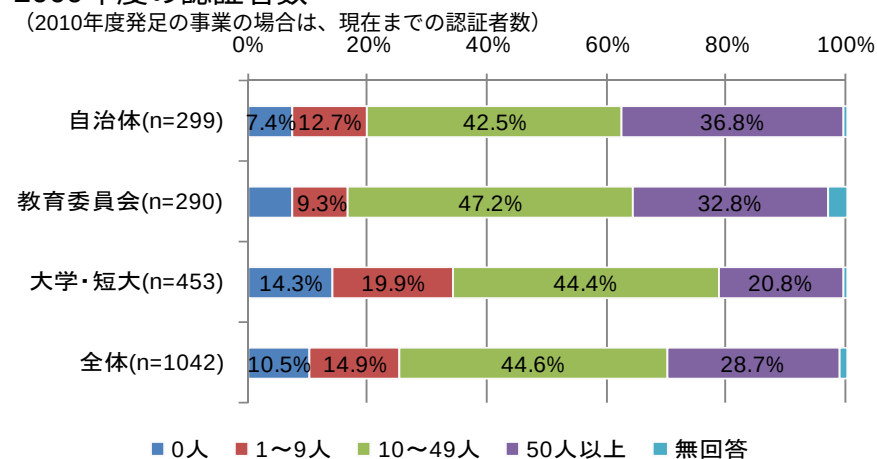
調査概要 平成23年1月に以下調査対象に悉皆でアンケート調査を実施
※一つの機関で複数の部門から回答がある場合があり、総回答数は回答機関数を上回る

調査対象	発送機関数	回答機関数	総回答数	(回答中) 実施する機関数	(回答中) 実施されている制度総数(n)
自治体	1,797	781	1,005	96	299
教育委員会	1,797	933	1,036	155	290
大学・短期大学	1,151	836	1,049	208	453
全体	4,745	2,550	3,090	459	1,042

人材認証制度の開始年度

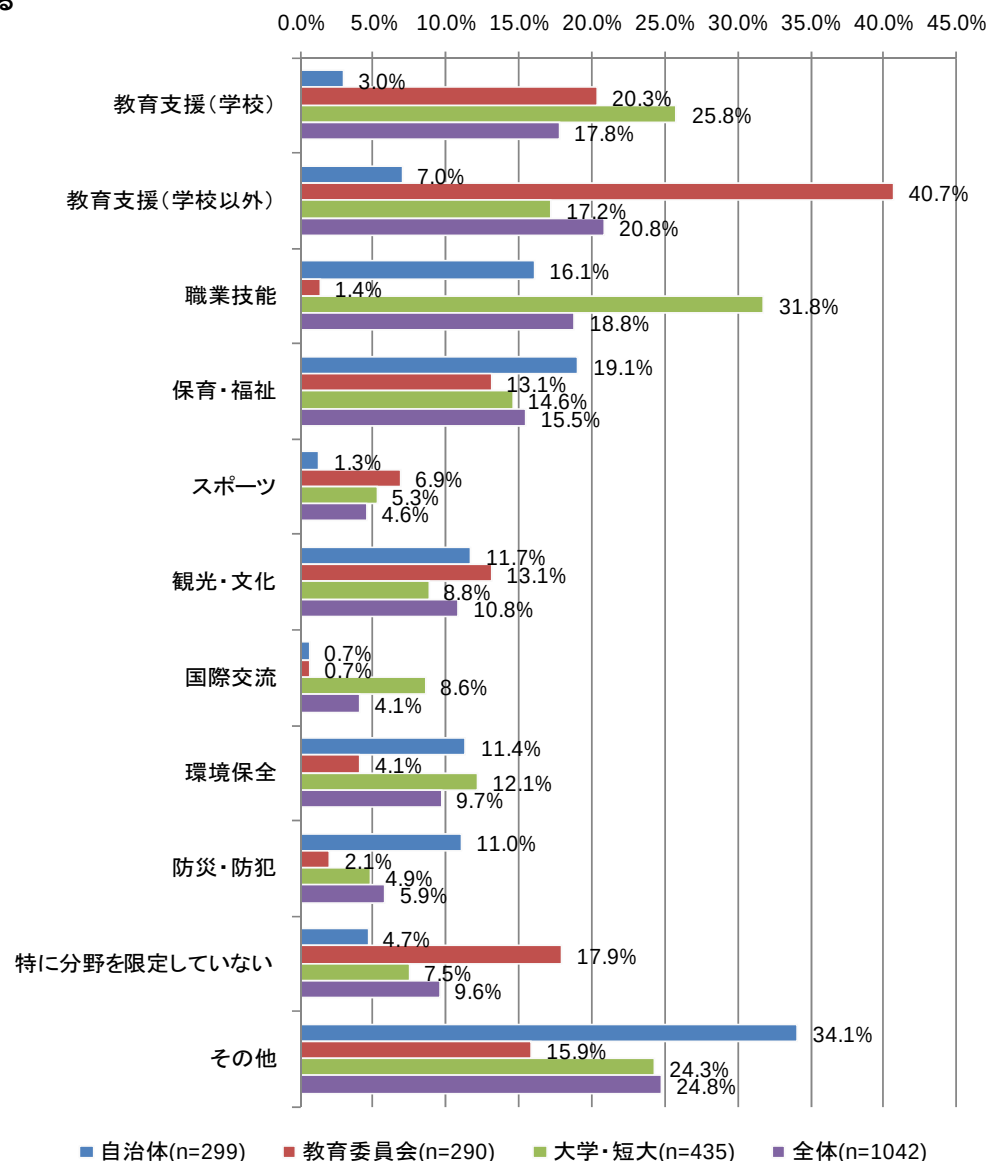


2009年度の認証者数



※ここでいう「人材認証制度」とは、一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を客観的に認証する仕組みのこと。

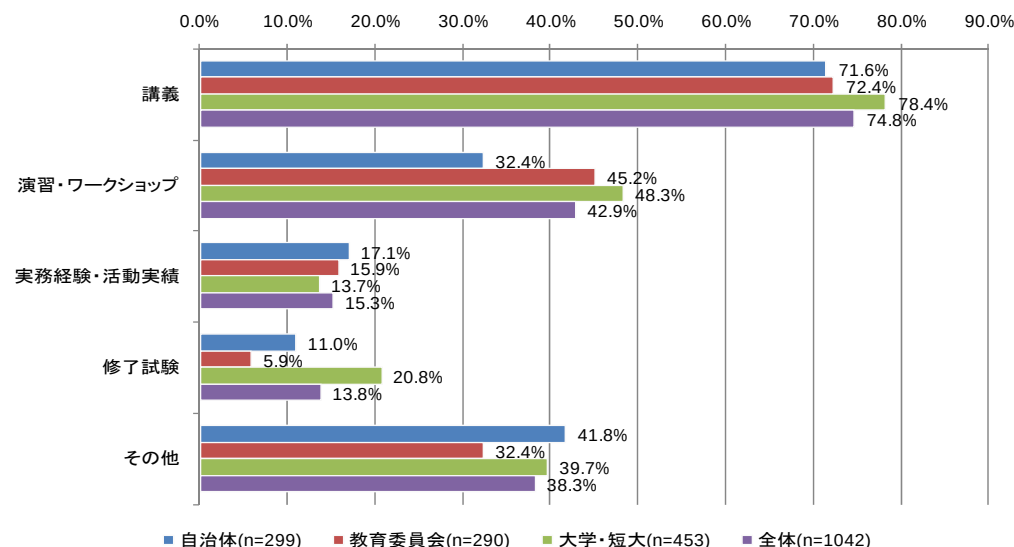
人材認証を行う分野



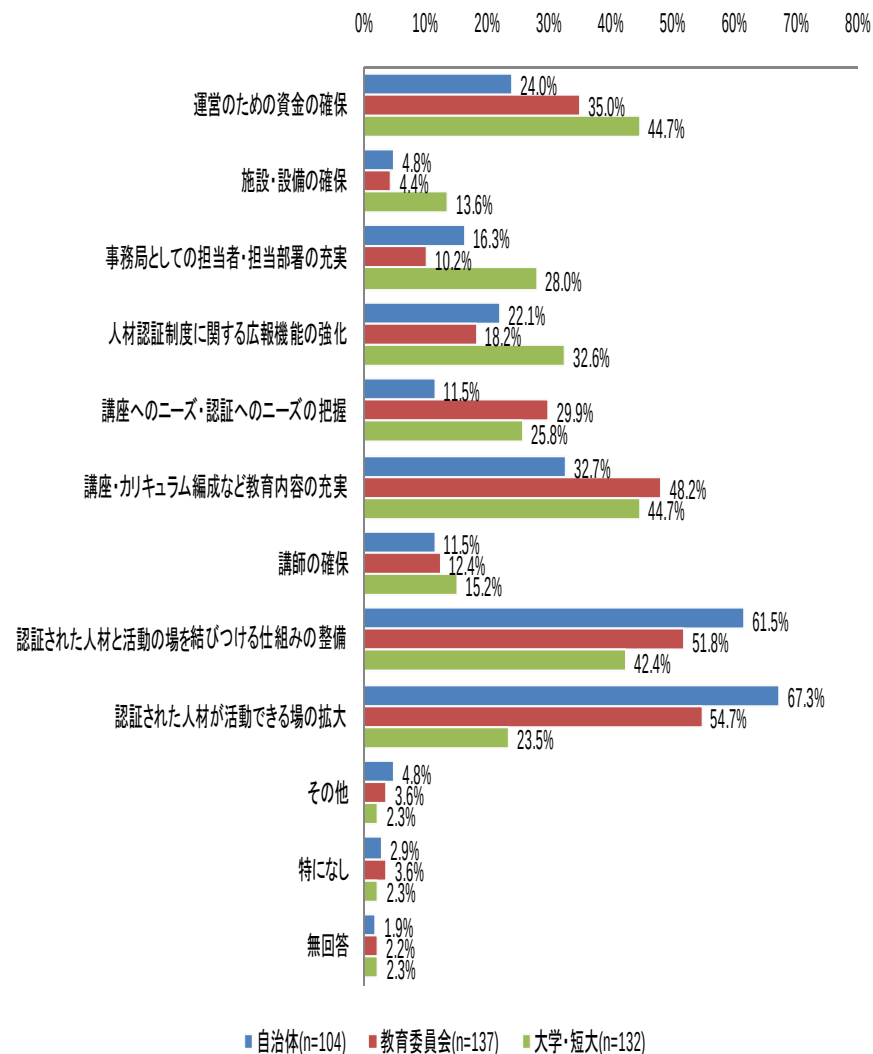
出典: 文部科学省
「人材認証制度の現状及び課題分析に関する調査研究」報告(平成23年)

人材を認証する仕組みの現状②

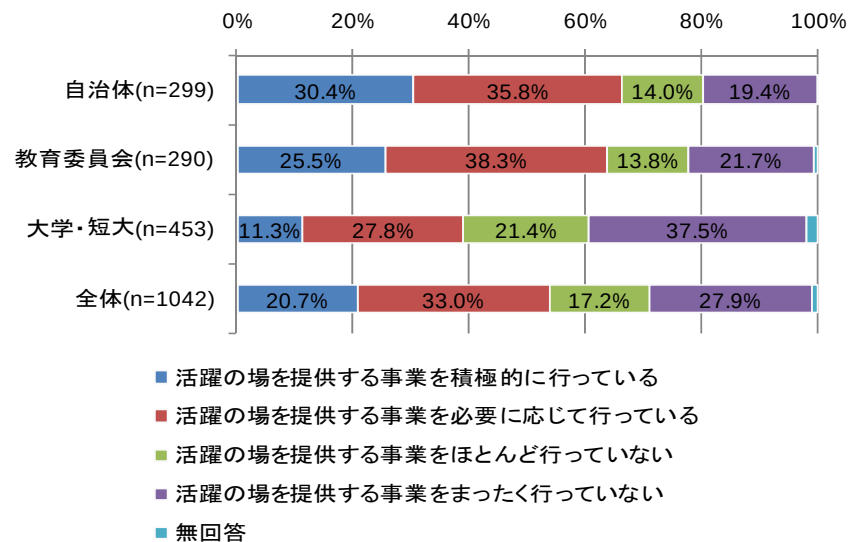
人材認証に必要な条件



今後重視すべき課題



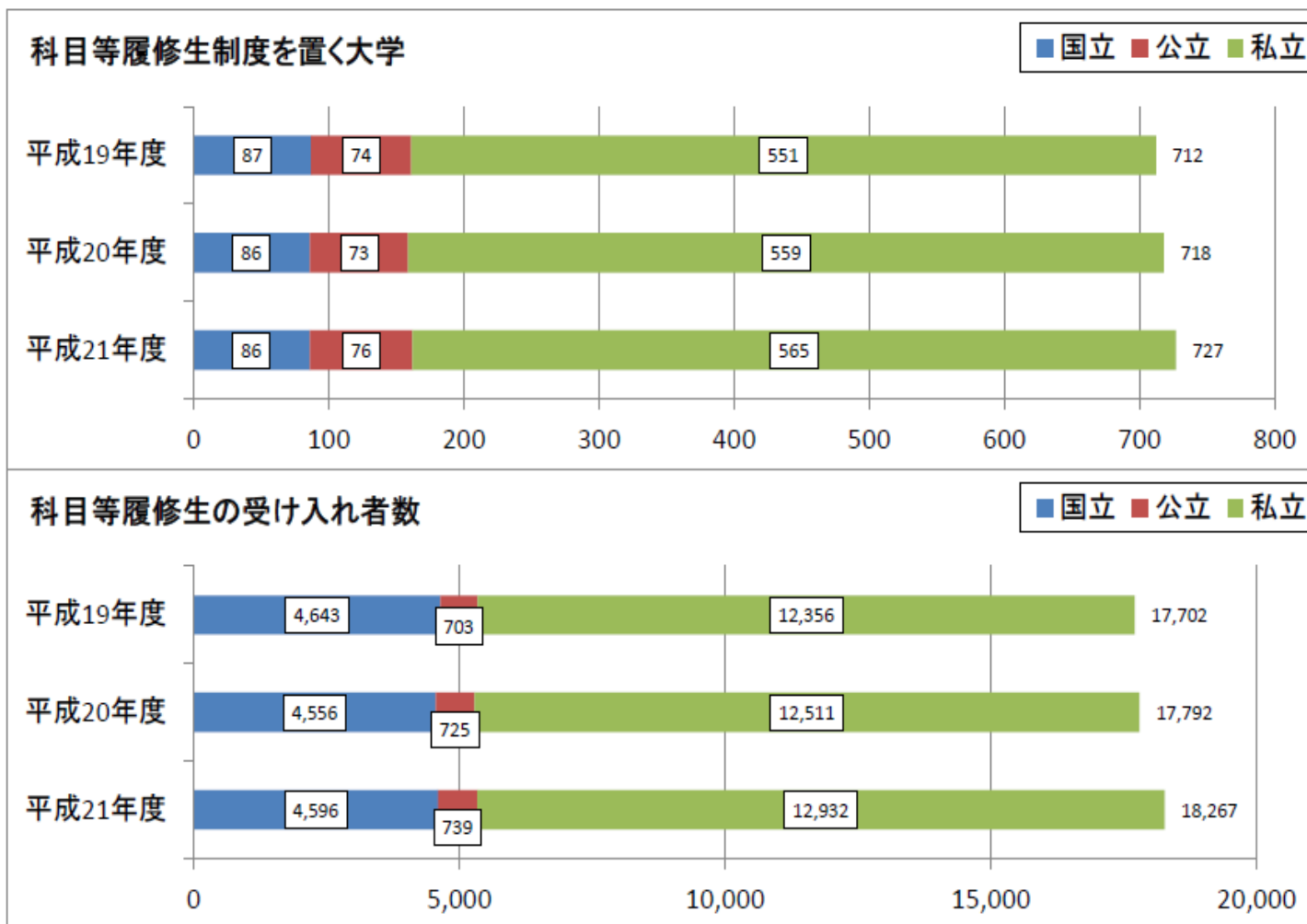
活躍の場を提供するマッチング事業の取組



※「教育支援」の分野において人材認証を行っているもの、または認証を受けた人材への活躍の場を提供するマッチング事業を「積極的に」もしくは「必要に応じて」行っているものの中から抽出し調査しているため、他の設問と回答数が異なる

科目等履修生制度の状況

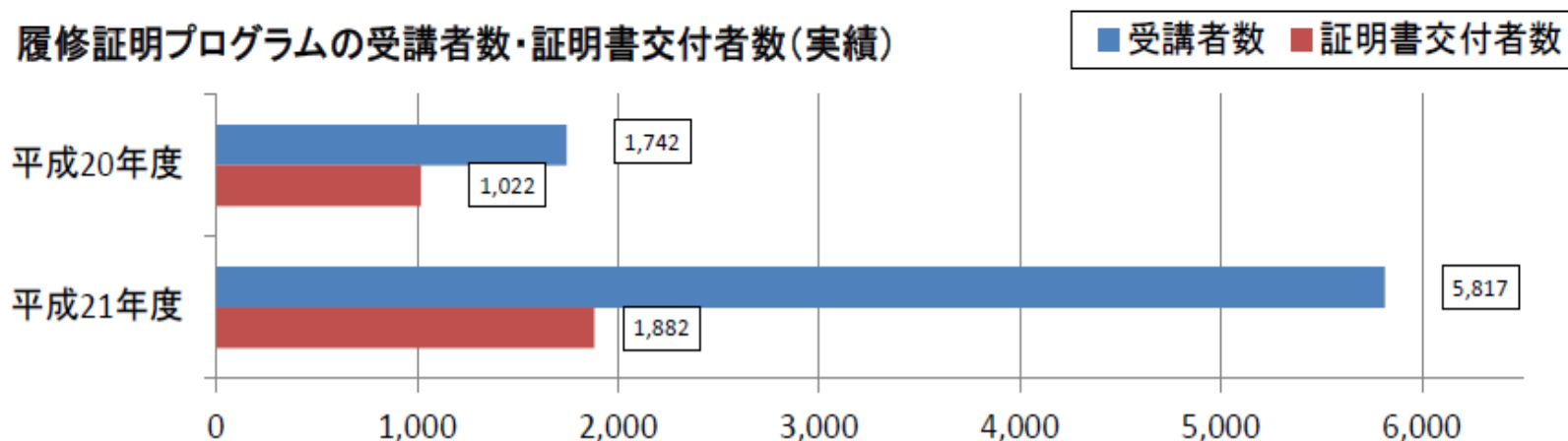
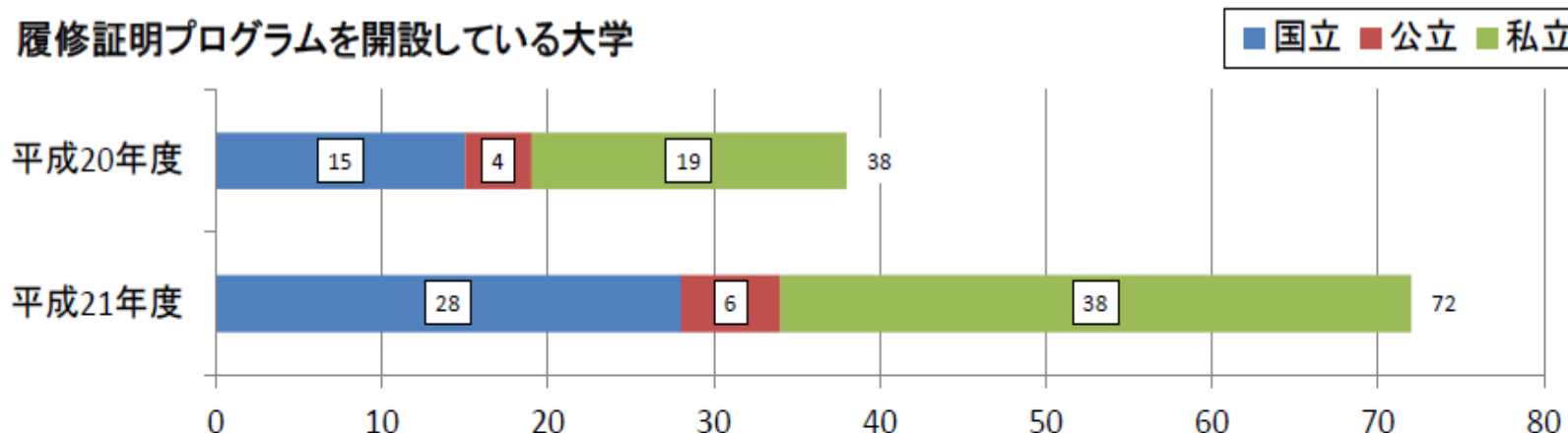
社会人等に対し学修機会を提供しその学修の成果に適切な評価を与えるため、大学が自らの定めるところにより、当該学生以外の者で授業科目を履修する者（「科目等履修生」）に対して単位を与える制度（大学学部・短期大学：平成3年～，修士課程・博士課程：平成5年～）



※放送大学を除く

履修証明プログラムの開設状況

当該大学の学生以外の者で大学入学資格を有する者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、学校教育法に基づいて修了の事実を証明する「履修証明書」を交付する制度。（平成19年～）



※放送大学を除く

履修証明プログラム：

平成20年度から、大学等における「履修証明制度」が創設され、社会人等の学修の機会が拡充されている。

（文部科学省調べ）

4. 関連施策

(学習の質の保証に関連するもの)

検定試験の質の確保に向けた取組

検討の背景

- 改正教育基本法（H18.12）「学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現」
- 中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（H20.2）
各個人の学習成果を評価する検定試験について客観性や質を確保する仕組みを構築する必要性
- 新成長戦略（H22.6）「民間教育サービス評価・情報公開システム」の構築

※全国に1,000程度（詳細にみると5,000以上）の検定試験があり、実施主体や内容等において多種多様

検定試験の評価の在り方に関する有識者会議

（H20.6～H22.3：計8回開催）

- 「検定試験に関する評価ガイドライン（試案）」について（検討のまとめ）（H22.6）

概要

※ 検定事業者や関係団体等による検定試験の質の向上や信頼性の確保に向けた主体的な評価に取り組むための参考・目安。

- ・検定試験評価の視点と内容（①実施主体、②実施内容、③実施手続、④検定試験の活用、⑤継続的な学習支援）
- ・情報公開が必要と考えられる項目 など

- 検定試験の自己評価に関する研究会（文部科学省はオブザーバー参加）において「**検定試験の自己評価シート**」とりまとめ（H23.2）

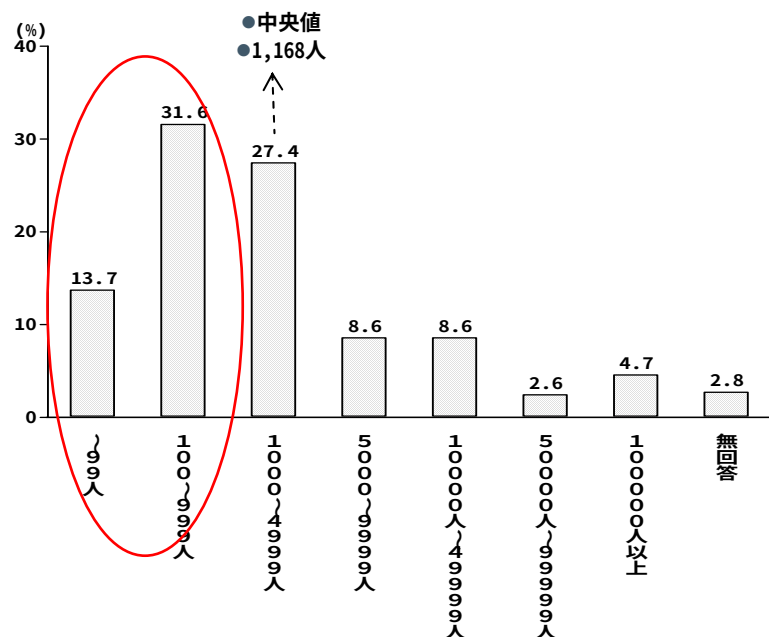
【今後の国の関わり】

検定試験の質の向上や透明性の確保に向けた、民間の主体的な評価の取組の促進を支援

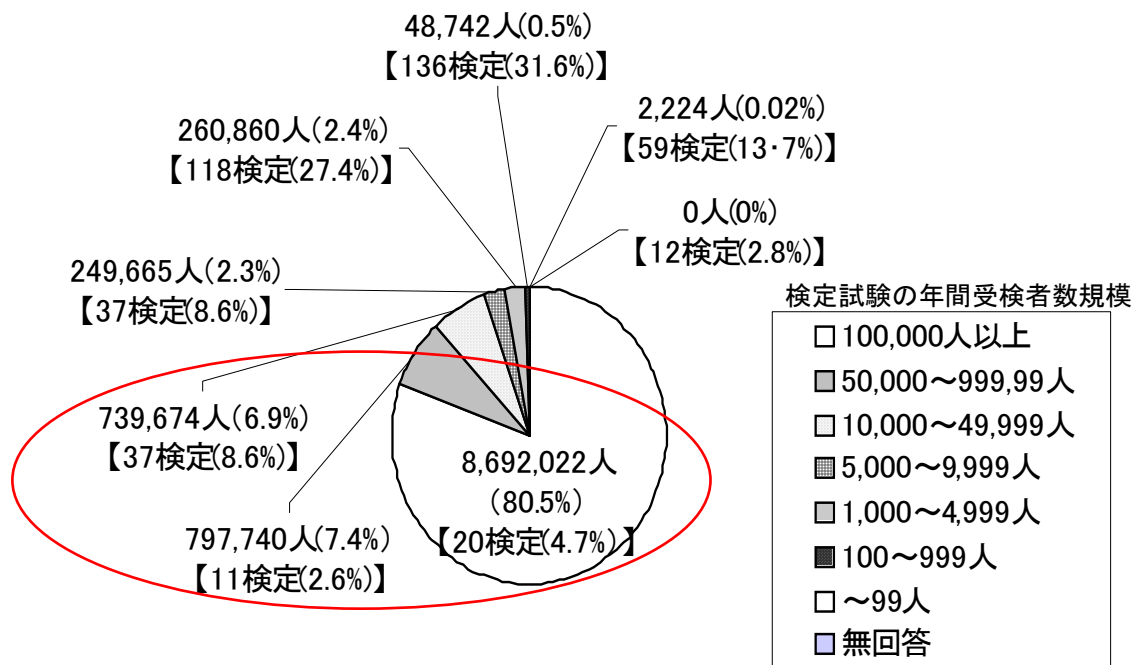
- まずは影響の大きな検定試験において「自己評価」及び「情報公開」が開始されるよう、検定事業者への働きかけや検定事業者間、関係団体等の連携を促すための取組を支援。
- 「自己評価」から「外部評価」への移行、「影響が大きな検定試験」から「各地域で実施されている様々な検定試験」への対象の拡大のための支援等を継続的に実施。

検定試験の現状について

検定試験の年間受検者数 (TOTAL n=430)



年間受験者総数の検定試験規模別内訳 (TOTAL n=10,790,927)



年間受検者数は数人~100万人以上規模まで多岐にわたる。1,000人未満の検定が45%。

年間受検者数1万人以上規模の68検定試験(全430検定の16%)の受検者数が、全受検者数の95%を占めている。

※ 本調査においては、市販の検定試験ガイドブック等を参考に、明らかに公的資格であるものを除いた647事業者・809事業に対し調査票を発送し、343事業者・430事業から回答を得た。

認定社会通信教育について

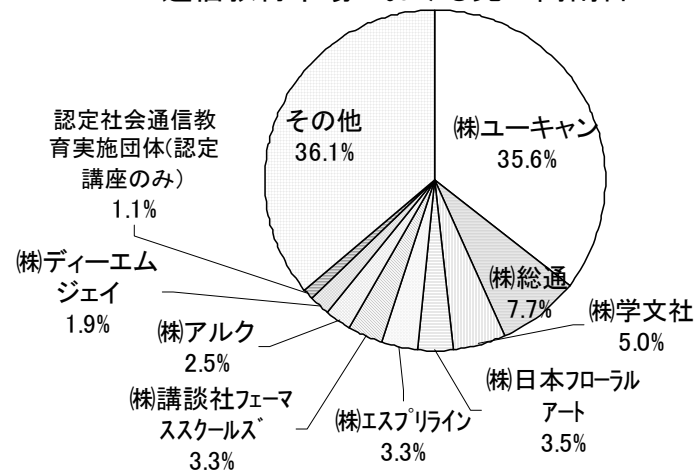
- ・平成22年度は、26団体が116講座を開設し68,376人が受講。前年比△5講座、△6,820人。
- ・受講者は、昭和45年の122万人をピークに減少傾向。

メリット 講座単価が安価、第4種郵便による割引、国の認定による信頼性、矯正施設での優先採用等
デメリット 認定・変更が煩雑で時間がかかる(教材改訂を敬遠)、年次報告などの事務負担、

国の関与

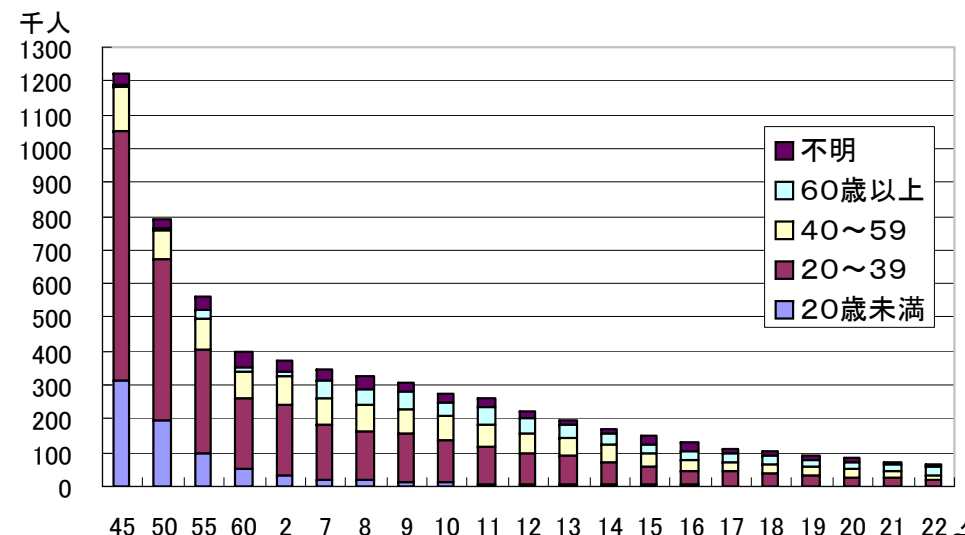
- ・認定社会通信教育制度により、通信教育の質の確保や社会的通用性を確保。
- ・戦後の復興の方策として、学校法人、民法法人格を有する団体が実施する講座を対象に国主導で振興(広報、財政支援、表彰)。現在は、認定と表彰、パンフレットによる広報、関係団体との連携・協力(表彰式等への出席等)が中心。
- ・文部科学大臣賞の授与による受講者の学習意欲の維持・向上。
- ・(財)社会通信教育協会への指導、助言等。

通信教育市場における売上高割合



※「通信教育市場における売上高割合」は(株)富士経済調査(通販・eコマースビジネスの実態と今後2010-2011 市場編)から、主に子ども向け講座を提供している(株)ベネッセコーポレーション、(株)Z会を除き、文部科学省認定社会通信教育の団体を加えて算出したもの。

認定社会通信教育の年齢別受講者推移



ISOにおける非公式教育・訓練サービスの国際標準化について

国際標準化の動き

ISO (International Organization for Standardization: 国際標準化機構) は、各国の代表的標準化機関から成る国際標準化機関であり、電気及び電子技術分野を除く全産業分野に関する国際規格の作成を行う民間の組織。ISOにおいては、ドイツの提案を契機に、平成18年より、「非公式教育・訓練のための学習サービス」についての国際規格の開発を開始し、**2010年9月1日、ISO29990「非公式教育・訓練のための学習サービスーサービス事業者向け基本的要求事項」**として規格発行。(国内審議委員会での審議には、文科省、厚労省、経産省もオブザーバーとして参加。) 現在、**認証スキームの実証実験(国内審議委員会の関与する認証スキームに基づく国内最初の認証)**により、6社に対して**認証が付与された。**

また、2009年、中国より「非公式教育・訓練のための学習サービス」のうち、「語学学習サービス」についての国際規格(ISO29991)の開発が提案されたことを受け、現在、検討を開始したところ。

ISO29990の概要

◆規格の目的

非公式教育・訓練分野の学習サービス事業者における質の高い専門的な業務及びパフォーマンスのための汎用モデル及び共通の枠組みを提供すること、及び、学習サービスの利用者が学習サービス事業者を選択することを支援すること

◆適用範囲

非公式教育・訓練における学習サービス及び学習サービス事業者のための基本的要求事項

※非公式教育:組織化された教育活動で、確立され社会に認知された公式な初等、中等又は高等教育制度以外のもの(例:職業訓練、生涯にわたる学習、社内研修等)

◆学習サービスについての要求事項

学習ニーズの明確化、学習サービスの設計、学習サービスの実施、学習サービス提供のモニタリング、学習サービス事業者によって行われる評価

◆学習サービス事業者のマネジメントについての要求事項

一般マネジメント要求事項、戦略及びビジネスマネジメント、マネジメントレビュー、予防処置及び是正処置、財務管理及びリスク管理、人事管理、コミュニケーションマネジメント(内部/外部)、リソースの割り当て、内部監査、利害関係者からのフィードバック

専修学校教育の質の保証・向上方策について

■これまでの取組

相互評価の拡大

【平成11年】

専修学校における大学等の学修の履修認定に係る範囲拡大 [1/4→1/2]

評価・情報公開の導入

【平成14年】

情報の積極的提供の義務化

【平成19年】

自己評価の義務化等

【平成23年】

高等専修学校における情報公開ガイドラインの策定

助成制度

【平成22年】

高等課程生徒に対する「高等学校等就学支援金」の支給

■専修学校教育を取り巻く現状及び課題

○社会人等の学習ニーズの多様化への対応

○我が国を支える中核的な専門人材の育成が急務

○教育の質の向上のための組織体制や評価・情報公開が必要

課題に対応した今後の取組

単位制・通信制の導入

H24. 4施行

○単位制

短期教育プログラムの積み上げによる個々のペースにあった学習が可能に

○通信制

添削教材等の活用により、時間・場所にとらわれず、仕事等と両立しながら学習が可能に

産学官連携による人材育成

H23～

○成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進

各成長分野における取組を先導する産学官コンソーシアムを組織化し、中核的専門人材養成のための新たな学習システムの構築
(分野例: 環境、観光、IT(ゲーム・CG)等)

有識者会議における指摘

H24～

○情報公開ガイドラインの策定

義務化された積極的な情報提供等の取組を推進するためのガイドラインの策定を検討(専門課程(一般課程))

○評価ガイドラインの策定

義務化された自己評価を促進するためのガイドラインの策定を検討

5. 関連施策

(成果の評価・活用に関連するもの)

放送大学における履修証明制度

社会人等の多様な学習ニーズに応じ、関心のある分野の学習を体系的に学ぶための授業科目群を修了した者に対し、履修証明(認証状)を交付する科目群履修認証制度「放送大学エキスパート」を平成18年度から実施。平成20年度より学校教育法上の履修証明制度としても活用。

【「放送大学エキスパート」の概要】

- ・授業科目群: 23プラン(平成23年度)
- ・対象者: 高校卒業資格を有する者(科目履修生等として入学)
- ・修得単位数: 20単位以上(各プランの科目のうち10科目以上)
- ・費用: 入学金; 学生の区分により6,000円～22,000円
授業料; 1科目(2単位)当たり11,000円
- ・修得: 入学時期は年2回。必要な単位を修得し認証状を申請。



【認証取得者の属性】

～19歳	1
20歳代	574
30歳代	1459
40歳代	2136
50歳代	2353
60歳代	2182
70歳代	685
80歳～	47
合計	9437

公務員	829
会社(商店)員銀行員等	1508
個人営業・自由業	551
農業等	61
他大学の学生等	56
アルバイト・パート	956
看護師等	1027
無職(主婦を含む)	3301
その他	796
合計	9437

※ 平成23年7月31日時点。(1名については確認中。)

【授業科目群(23プラン)の認証取得状況】

認証状の名称(認証プラン名)	発行件数
健康福祉指導	1390 (27)
福祉コーディネータ	1010 (22)
社会生活企画	567 (13)
食と健康アドバイザー	251 (6)
心理学基礎	1357 (23)
社会探究	246 (7)
市民活動支援	290 (8)
実践経営学	261 (2)
ものづくりMOT	99 (2)
次世代育成支援	687 (15)
コミュニティ学習支援	104 (10)
異文化コミュニケーション	320 (14)
アジア研究	127 (5)
日本の文化・社会探究	184 (7)
宇宙・地球科学	185 (3)
生命科学	410 (11)
環境科学	273 (9)
社会数学	112 (4)
エネルギー環境研究	114 (2)
芸術系博物館	452 (15)
歴史系博物館	612 (11)
自然系博物館	107 (4)
工学基礎	53 (7)
合計	9,211 (227)

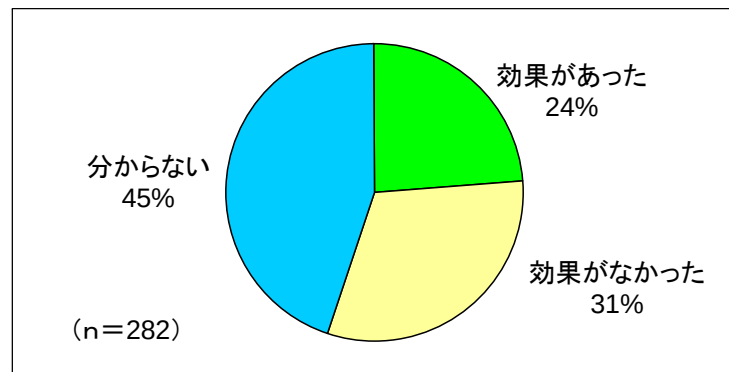
※ 平成22年度末時点。()内は平成23年度間の7月31日までの件数。

資料: 放送大学学園調べ

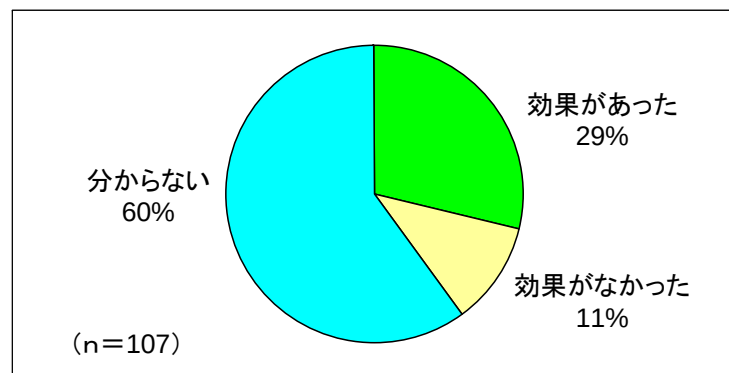
放送大学履修証明制度による認証取得者の活用事例

- ・ 認証状取得者にアンケート調査を行ったところ、職場等で提示した人の中で、「**周りから一目置かれる、希望した職業・職種に就けた**」などの効果が認められた者が**約4分の1**、仕事以外のボランティアや地域活動等に入る際に提示した人の中で、「**ボランティア活動等を行う上で役立った、周りから信頼された**」などの効果が認められた者が**約3割**であった。
- ・ 具体的には、**学修内容を生かして職場や地域活動でその技能を役立てたり、得られた知識をもとに説明会や講演会講師となった等の事例**が見られた。

《すでに所属していた職場や組織・団体の人に提示した効果》



《仕事以外のボランティアや地域活動・NPOに入る際に認証を提示した効果》



【参考：アンケート調査概要】

調査時期：平成23年8月～9月

調査対象：平成19年度～21年度に「科目群履修認証制度(放送大学エキスパート)」を履修し、認証された3,865認証(3,170人)。ただし、東日本大震災被災地7県と認証取得数が3以上の者を除く。

回答数：1,945認証(回収率50.3%)

活用事例(アンケート自由記述等より記載)

社会生活企画プラン(社会企画士)

既存企業に対する経営相談、人材確保・育成、企業間の取引斡旋、産学官連携、企業間交流の促進または起業家支援等を行うことを目的として白河市等が発起人となり設立した「産業サポート白河」(平成20年10月設立の任意団体、平成21年4月から一般社団法人化)の設立準備委員に任命され、地元企業のニーズや、スタッフの人材発掘などで助言を行った。

心理学基礎プラン

各都道府県に設置されている「メンタルヘルス対策支援センター」(厚生労働省委託事業)にて、事業場からの支援要請を受けてメンタルヘルス対策の導入のためのアドバイスを行う促進員として採用になり、東京都労働局、医師会等団体への「心の健康づくり」取組支援の説明、講演を行った。

その他、「老人福祉施設の介護(デイサービス)で、高齢者への運動方法の指導を行った」(健康福祉指導プラン)、「地域をまとめる自治会長として活動する際、地域のコミュニティーサービス等の説明での説得力が上がった」(福祉コーディネータプラン)、「料理教室の講師として食育などの講義を依頼された」(食と健康アドバイザープラン)等の活用事例。

「実践キャリア・アップ戦略」について

検討の経緯

- (1) 平成22年5月、鳩山総理大臣(当時)指示を受け、緊急雇用対策本部に「実践キャリア・アップ戦略推進チーム」を設置。
(主査: 国家戦略担当大臣、副主査: 文部科学副大臣、厚生労働副大臣、経済産業副大臣、事務局長: 内閣府副大臣)
- (2) 『実践キャリア・アップ戦略』構想－骨子－を取りまとめ、新成長戦略に反映。

『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』(平成22年6月18日閣議決定)(抜粋)

21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト

IV 雇用・人材分野における国家戦略プロジェクト

時代の要請に合った人材を育成・確保するため、実践的な職業能力育成・評価を推進する「実践キャリア・アップ制度」では、介護、保育、農林水産、環境・エネルギー、観光など新たな成長分野を中心に、(中略)『キャリア段位』を導入・普及する(日本版NVQの創設)。

あわせて、(中略)、実践キャリア・アップ制度と専門学校・大学等との連携による学習しやすい効果的なプログラムの構築を図る。

- (3) 平成22年8月、「実践キャリア・アップ戦略推進チーム」の下に、専門タスクフォースを設置。
(主査: 大久保幸夫リクルートワークス研究所所長、関係府省: 内閣府、厚生労働省、文部科学省、経済産業省)
- ・「第一次プラン対象業種」として、3業種(「介護人材」「省エネ・温室効果ガス削減人材」「6次産業化人材」)を決定。
 - ・平成23年5月、「実践キャリア・アップ戦略基本方針」を取りまとめ。
 - ・現在、専門タスクフォースの下に設置されたWGで、具体的な能力評価の基準及び育成プログラム認証評価基準案等について検討しており、今年度中に実証事業による検証を行った上、来年度以降、速やかに運営体制の構築に向けた準備を進めることとしている。

実践キャリア・アップ戦略 基本方針 (平成23年5月18日 専門タスクフォース決定)

職業能力評価の階層

- ・「レベル」については、「エントリーレベル」から「プロレベル」に至るものとし、原則として7段階

評価方法

- ・①認証された育成プログラムの履修、②既存資格の取得による代替評価、③アセッサー(評価者)による実践的スキルの評価、の3つから、分野・業種・レベル等に応じた適切な方法を組み合わせる。

運営体制

- ・「制度全体を統括する機能・組織」の他、各分野・業種ごとに、①「アセッサーの育成・評価、データ管理を行う機能・組織」、②「育成プログラムの認証を行い、研修期間の選定を行う機能・組織」など、一定の公共性を有する機能・組織が必要

実践的な職業能力評価の階層

レベル7	プロレベル	その分野を代表するトップ・プロフェッショナルの段階
レベル6		
レベル5		プロのスキルに加えて、特定の専門分野・業種におけるさらに高度な専門性を持っている、あるいは、その人の独自の方法(オリジナリティ)が顧客等から認知・評価されている段階
レベル4		一人前の仕事ができることに加えて、チーム内でリーダーシップを発揮することも、必要に応じて「指示」や「指導」を行うこともできる段階であり、プロとして高度な専門スキルを有する段階
レベル3	エントリーレベル	指示等がなくても、一人前の仕事ができる段階
レベル2		一定の指示のもとに、ある程度の仕事ができる段階
レベル1		一定期間の教育・訓練を受け、導入研修を終えた程度の能力を持つ段階(職業準備教育を受けた段階)

↑
当面
詳細設計する
レベル
↓

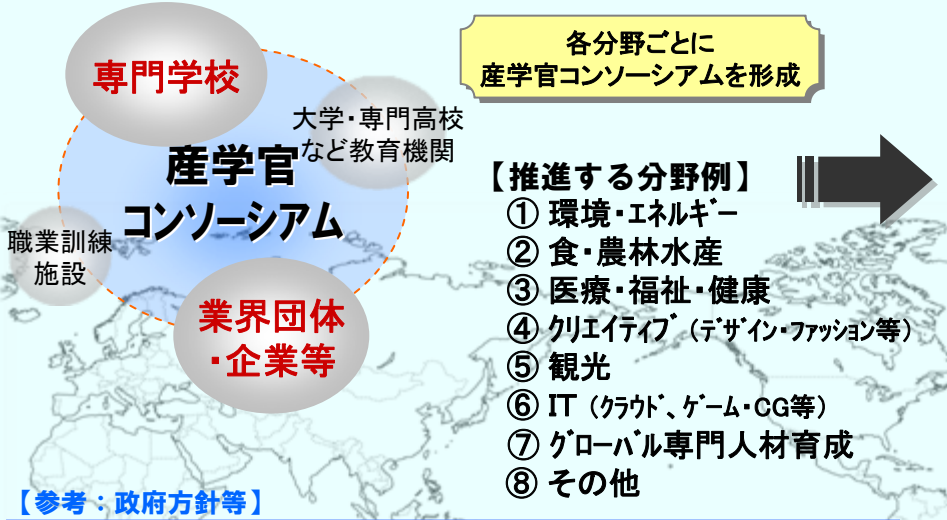
成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進

(前年度予算額: 87百万円)
24年度予定額: 479百万円

背景

産業・社会構造の変化やグローバル化等が進む中で、かつてない空洞化の危機を克服するとともに、国際競争力の強化など我が国経済社会の一層の発展を期するためには、経済発展の先導役となる産業分野等への人材移動を円滑に進めるとともに、それらの人材が有する専門技術を高めていくことが必要不可欠。

各成長分野における取組を先導する産学官コンソーシアムを組織化し、
中核的専門人材養成のための新たな学習システムの実証等を通じた基盤を確立



- 「新成長戦略」(平成22年6月18日 閣議決定)
 - ・ 主な職業分野に関する教育プログラムの開発 他
- 「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日 閣議決定)
 - ・ 成長を支える人材の育成・確保のため、産業界と連携し、民間教育訓練機関の創意工夫を活用した実践的な職業訓練や実践キャリア・アップ戦略の推進、ジョブ・カード制度の活用などを図る 等
- 「知的財産推進計画2011」(平成23年6月3日 知的財産戦略本部決定)
 - ・ (クールジャパン戦略)グローバルに通用する人材基盤形成強化において、専門学校等における実践的な職業能力を育成する学習システムを構築
- 「新たな情報通信技術戦略」(平成23年8月3日 推進戦略本部決定)
 - ・ 大学・高等専門学校及び専修学校の情報通信技術に関する教育に対する支援

■ 産学官コンソーシアムによる取組の推進

- 各産学官コンソーシアムにおいて、今後の課題・方向性等の検討・とりまとめや、各分野の学習システム構築のためのプロジェクトを評価
 - 成長分野における中核的専門人材の取組を先導する産学官連携体制の整備
 - 各分野における専門的・実践的な教育の質の向上・保証のための取組の課題・方向性をとりまとめ
 - 社会人等の実践的な職業能力を育成する効果的な学習システムの評価
 - グローバル化に対応した専門的・実践的な教育の相互交流等のあり方をとりまとめ、国際的に活躍する中核的専門人材養成に活用

■ 各分野におけるプロジェクトの実証

- 各分野ごとのプロジェクトにおいて、モデル・カリキュラム基準や達成度評価指標の開発・実証、第3者による専門的・実践的な評価等の実施

全国生涯学習ネットワークフォーラム

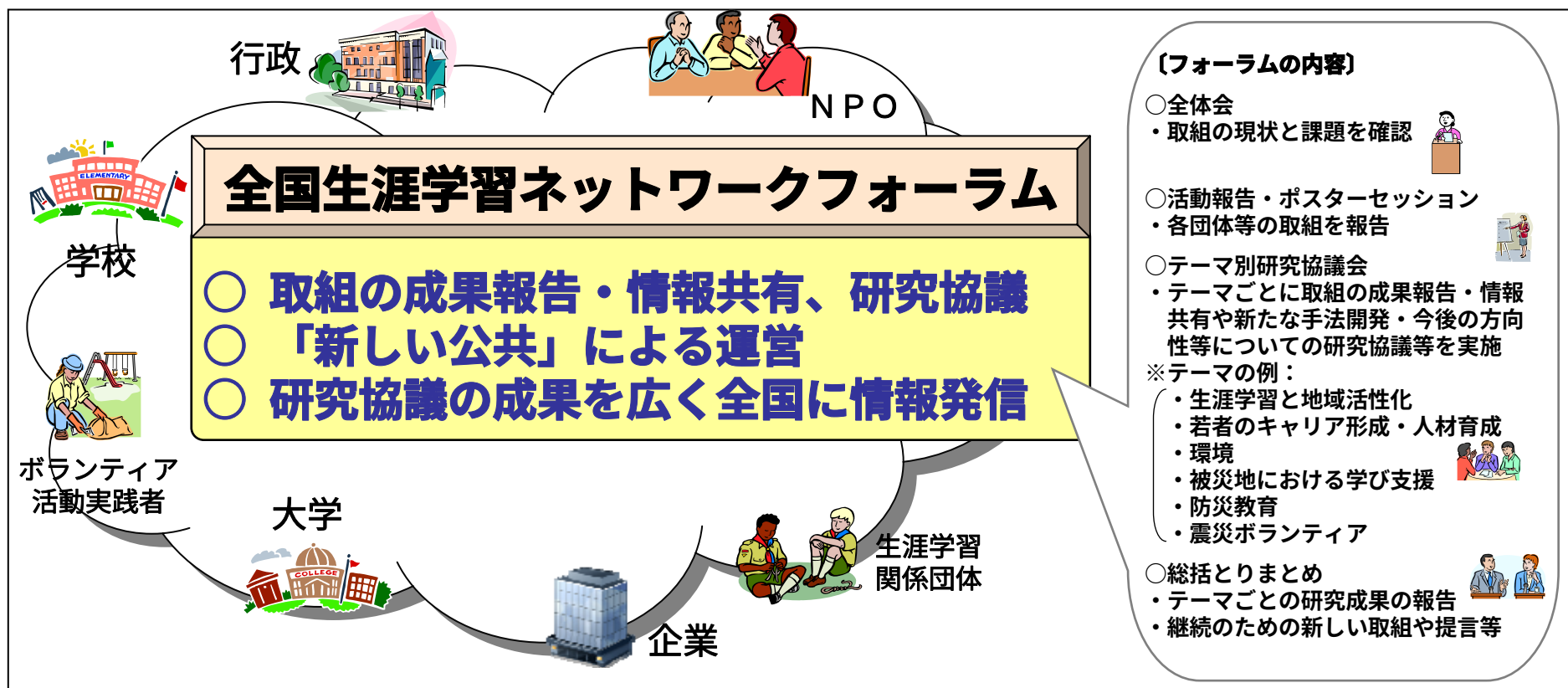
(前年度予算額 58百万円)
24年度予定額 39百万円

○教育基本法 第三条

生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

※学習成果の活用を促進する必要性

生涯学習活動の成果を生かした社会的課題の解決を図る取組（「新しい公共」による社会づくり）に関する研究協議等を通じ、取組の充実・拡大やネットワーク形成を推進



- ・生涯学習の成果を適切に生かすことができる社会の実現
- ・「新しい公共」による地域づくり、社会づくりの全国展開
- ・関係者（行政、大学、NPO等の団体、企業）等によるネットワークの充実

6. (参考) 他省庁及び民間の取組

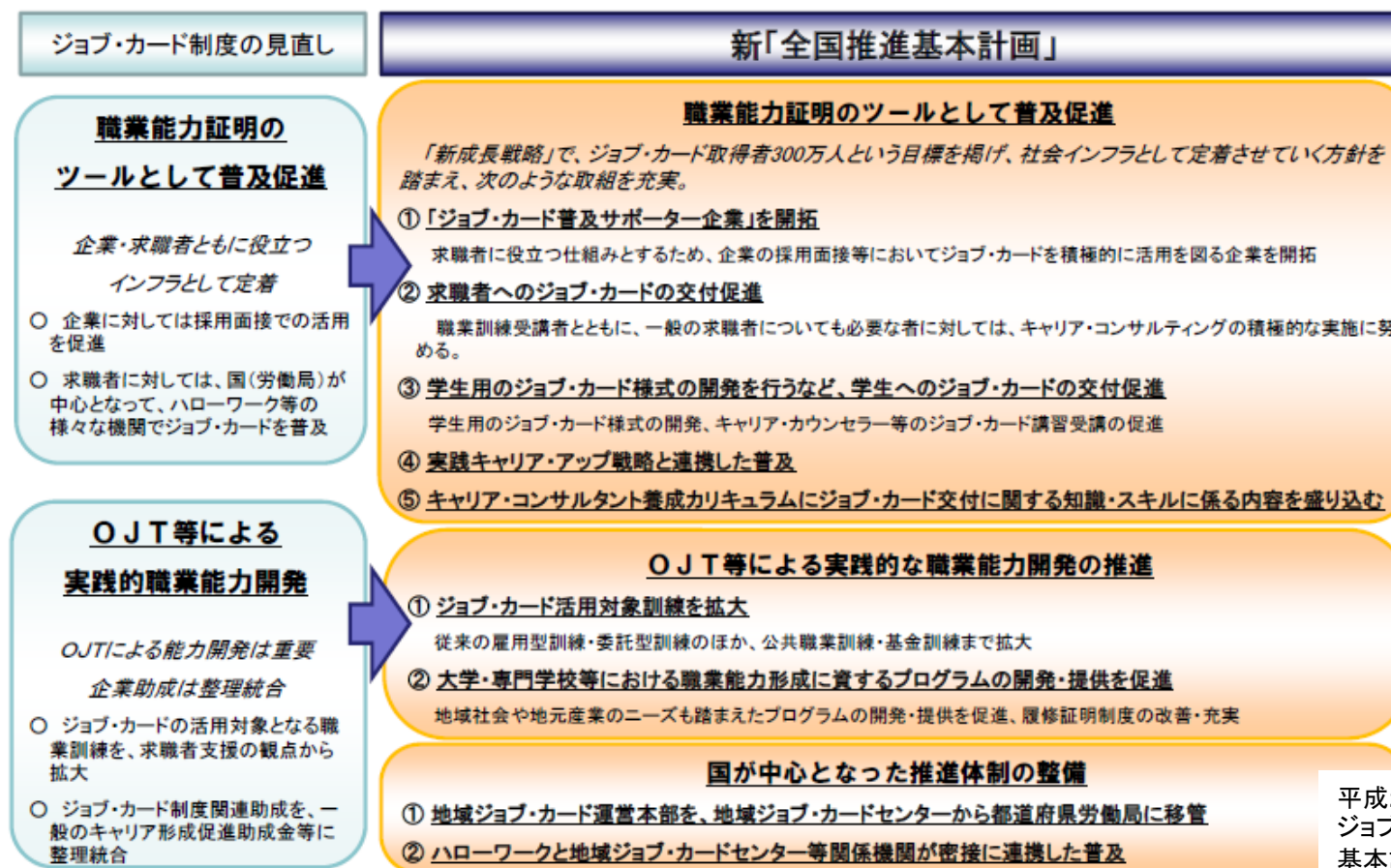
(学習の質の保証と成果の評価・活用に関連するもの)

「ジョブ・カード制度」について

ジョブカード：職務経歴、学習歴・訓練歴等の他に、ご本人が職業訓練や職務の中で得た具体的な職業能力やご本人の長所等について、一定の講習を受けたキャリア・コンサルタント等が明確化し、客観的に記述した情報がまとめられたシートです。
OJT等の実践的な職業訓練を受講した場合は、訓練実施企業等による職業能力評価の結果も記載されます。

ジョブ・カード制度とは、広く求職者、在職者、学生等を対象に、自らの職業能力を高め、それを証明できるよう、ジョブ・カードを次のように活用する仕組みを総称するもの。

- ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを受けることにより、職業意識やキャリア形成上の課題の明確化、自律的な職業選択やキャリアの方向付けを促すとともに、職業訓練の評価等を記載する職業能力証明ツールとしてのジョブ・カードを就職活動等に活用する。
- OJT等の実践的な職業訓練により職業能力の向上を図るとともに、訓練実施企業による職業能力評価等を行い、その結果が記載されたジョブ・カードを就職活動等に活用する。



平成23年4月21日
ジョブ・カード制度 新「全国推進
基本計画」及び参考資料より抜粋

(参考) 個人の持続的な学習を支援する取組

※第58回生涯学習分科会
(平成23年9月8日)における資料

富山県大学連携協議会など「eポートフォリオシステムの活用と地域での展開」

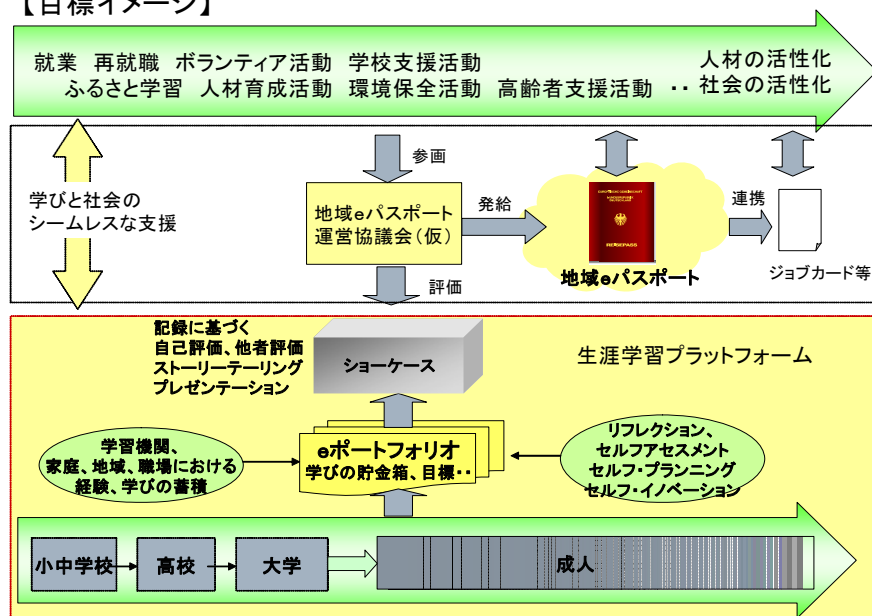
一人ひとりの学習や活動の履歴を適切に管理・評価するため、**eポートフォリオ**が、これからの生涯学習社会の構築に有効であるとの認識に立ち、富山県内の大学で学生向けの運用を始めている。また、同地域では、産学官による研究協議会を立ち上げ、対象を高校生や社会人にも広げ、個人の持続的な学習と成果の活用につなげるための試行検証を段階的に行なっている。

◆H21年度～(学生向け)

学生の学習履歴、インターンシップなどの就業体験活動、課外学習体験など多様な学習体験活動を自ら評価する観点から、これらの活動を記録・蓄積し、個に応じた学習管理と就業など地域社会活動へ活かす仕組みとしてeポートフォリオシステムを開発。

学生の修学の振り返りと主体的な学びの支援、企業や地域との相互の情報のマッチングによる円滑な就職活動や社会活動の支援、就業でのミスマッチの低減などを図り、キャリアサポート体制の充実並びに学生の修学意欲やキャリア形成意識の向上を図る

【目標イメージ】



◆H22年度(高校生、大学生、社会人向け)

文部科学省調査研究:ICTの活用による生涯学習支援事業
(狙い:eポートフォリオの活用)

・「個人の持続的、主体的な学習への効果」について実証的に評価
・「学習支援者、就業支援者、企業等による活用効果」の実証評価と「生涯学習プラットフォームの構築」に向けての方策の検討

(地域実験)

・富山大学や地元機関からなる地域学習パスポート研究協議会発足
・「再就職」と「就活」のための2つのモデル講座を開催
学習者

・自己理解の深化、目標と日々の行動の意識、記録

・計画性、表現力が向上

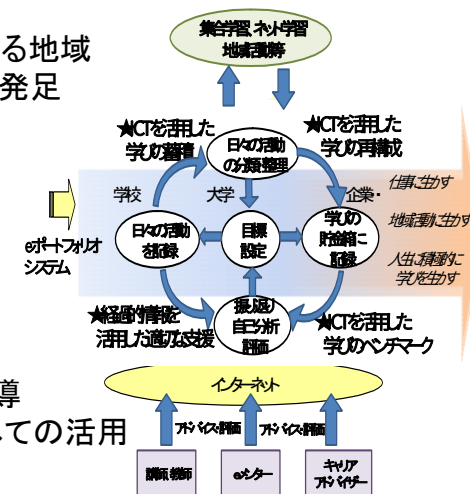
学習支援者

・情報量が拡大し適時に指導

・指導記録、アセスメントとしての活用

就業支援者

・新たな情報価値の可能性



◆H23年度(地域での活用を試行)

文部科学省調査研究:ICTの活用による生涯学習支援事業

eポートフォリオを根拠として学習成果をまとめショーケースに公開
地域人材として認定する「地域eパスポート」を試行的に発行・活用し、39
就業や社会貢献活動で活用する仕組みを検証中